

平成 25 年 12 月 11 日（水曜日）

第 10 回南三陸町議会定例会会議録

（第 2 日目）

平成25年12月11日（水曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁 君
副	町	長	遠藤 健治 君

會計管理者兼出納室長	佐藤 秀一 君
總務課長	三浦 清隆 君
企画課長	阿部 俊光 君
町民稅務課長	佐藤 和則 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋 一清 君
建設課長	三浦 孝 君
危機管理課長	佐々木 三郎 君
復興事業推進課長	及川 明 君
復興用地課長	佐藤 孝志 君
復興市街地整備課長	沼澤 広信 君
上下水道事業所長	三浦 源一郎 君
総合支所長 兼地域生活課長	佐藤 広志 君
総合支所町民福祉課長	菅原 みよし 君
公立志津川病院事務長	横山 孝明 君
總務課長補佐	三浦 浩 君
總務課上席主幹 兼財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教 育 長	佐藤 達朗 君
教育總務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

監査委員部局

代表監査委員	首藤 勝助 君
事務局長	阿部 敏克 君

選挙管理委員会部局

書記長	三浦 清隆 君
-----	---------

農業委員会部局

事 務 局 長

高 橋 一 清 君

事務局職員出席者

事 務 局 長

阿 部 敏 克

主 幹 兼 総 務 係 長
兼 議 事 調 査 係 長

三 浦 勝 美

議事日程 第2号

平成25年12月11日(水曜日)

午前10時00分 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。きょうで東日本大震災から2年と9カ月となりました。いろいろな思いでこの議会を見守っている方も多いと思います。復興への一つのステップといたしまして、しっかりと審議を尽くしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、7番高橋兼次君、8番佐藤宣明君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 一般質問

○議長（星 喜美男君） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

通告3番、小野寺久幸君。質問件名、1、仮設住宅入居者の生活再建について。2、女川原発について。以上2件について、一問一答方式による小野寺久幸君の登壇、発言を許します。小野寺久幸君。

〔4番 小野寺久幸君 登壇〕

○4番（小野寺久幸君） よろしく申し上げます。

4番小野寺です。議長の許可を得ましたので、2件ほど質問を行いたいと思います。1件目は被災者への生活支援策について、それから2件目は女川原発についてです。

1件目、2点ほどお伺いしたいと思います。

先ほど言いましたように、震災から年月がたつにつれて生活が苦しくなり、自力再建を諦めるという人もいて、被災者の生活は厳しさを増していると聞いております。仮設住宅に入居されている被災者の住宅再建や災害公営住宅への入居が進んだ場合、仮設住宅を退去する世帯がふえて、仮設住宅入居世帯が減少した場合に、仮設住宅の集約はあり得るのか。もし集約をするとした場合に、引っ越しに係る費用への助成をしてほしいという声があります。お

金がかかるなら引っ越しはしたくないという声もあります。集約が行われているところもあるということで、仮設住宅の撤去作業が始まったところもあると聞いております。その際は、これは気仙沼市のようにすけれども、市の職員が対応して費用はかからなかったということでしたが、南三陸町の場合、費用の助成あるいは費用がかからない方法での引っ越しの方法は考えられるのでしょうか。

私のこの壇上からの質問は以上です。よろしく申し上げます。（「1件目の2つ目のやつまでやって」の声あり）

1件目の被災者生活支援については今一つです。あともう一つは敷金の問題です。（「それも一緒です」の声あり）

2点目ですけれども、災害公営住宅に入居の際の敷金についてです。現在岩手県では、被災者に対して県のほうの意向もあり、最初から敷金は考えていなかったということです。宮城県でも、沿岸部の自治体で免除や減額が実施されているところもあります。この12月から年金が減額され、消費税が上がるなどというところで、厳しい被災者の生活を少しでも支援するためにも、敷金の免除を実施していただきたいと思いますので、お考えをお聞きしたいと思います。

以上、壇上からの質問です。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは小野寺久幸議員のご質問の1件目、仮設住宅入居者の住宅建設や公営住宅への入居が進んだとき、入居者が少なくなった仮設住宅を集約することはあるのかと、そしてその際の引っ越し費用の補助は考えているのかというご質問でございますので、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、仮設住宅の集約化の問題でございますが、現在仮設住宅は、1年ごとに国への供与期間延長の手続きを行うとともに、被災者とは自動更新する契約を締結いたしておりますので、被災者の住む場所がすぐなくなるわけではありませんが、全ての入居者が退去した場合には、災害救助法を適用する必要性が解消され、仮設住宅の供与を終了するということとなります。

議員ご指摘のとおり、今後の防災集団移転や災害公営住宅の整備によって恒久住宅への転居が進み、仮設住宅の空き室が徐々に増加していくこととなりますが、仮設住宅の敷地は、学校用地など本来の目的以外に使用している場合や、借地した私有地の使用期限の課題もありますことから、これらの敷地を返還するためにも、入居者への仮設住宅の供与を確保しつつ、

住宅戸数の低減や復興関連事業の進捗状況によって仮設住宅を解体、撤去するための集約化計画を策定する必要があります。仮設住宅の集約化は、二、三年後に現実の問題となりますことから、防災集団移転や災害公営住宅への入居時期をめどに、各仮設団地の入居者の再建方法等を把握するなど、現在は集約化計画を策定するための電算システム化に向けた検討を行っているところであります。

また、実際に引っ越しを行う際にはさまざまな問題の発生が予想されますことから、仮設住宅の集約化がスムーズに進展するよう、自治会長等で構成する検討会等を開催したいというふうに考えております。

なお、引っ越し費用の補助の件ではありますが、仮設から仮設への転居は、仮設住宅の集約化を進める上で必要な対策であり、政策的な理由によつての転居に伴う対象となる方の引っ越しにつきましては、町の責任に帰すものと認識をいたしておりますので、したがいまして引っ越し費用については町で補助をさせていただきたいというふうに思います。

次に、ご質問の2点目、災害公営住宅入居の際の敷金免除についてお答えをさせていただきます。

これまで、災害公営住宅の入居に際して必要となります敷金につきましては、災害公営住宅の入居仮申し込みの中で、入居希望世帯に入居時の家賃の3カ月分を敷金として納付することとなることとお知らせをしてきたところであります。これは、町営住宅条例第17条に基づき、災害公営住宅も町営住宅となるため、原則同規定が適用されることからお知らせをしました。なお、この敷金は、未納の家賃、損害賠償金や退去時の修繕費用等があるときの担保的機能を有するもので、退去いただく際には入居者の方に還付することとなっております。

このような状況で、県内被災他市町での敷金の取り扱いを見てみますと、12市町で既存公営住宅に準ずる取り扱いとして家賃3カ月分相当を敷金として徴収をする一方で、2町で家賃1カ月分相当を敷金から減免したり、三つの市で敷金の全額を減免する方向で検討しているというふうに伺っております。

町といたしましては、他市町での減免等の動きや、入居予定者の方からのご要望も踏まえまして、被災された町民の方の早期の生活再建を支援、入居時の経済的負担を軽減していく必要もあることから、敷金の減免について検討してまいりました。こうしたことから、町営住宅条例第17条のただし書きの「入居者が災害により著しい損害を受けた場合において必要と認めるときは、敷金を免除し、または敷金の徴収を猶予することができる」とする規定に基

づきまして、敷金の全額を減免していくということにいたします。災害公営住宅入居予定世帯の方につきましては、今後本申し込み等を通じまして、敷金全額減免の取り扱いについてお知らせをさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） ただいまの町長の答弁で、一応皆さん安心されたと思います。

それでは、2件目ですけれども、女川原発について。少し長くなりますけれども、読みます。

ご存じとは思いますが、東日本大震災のときに、女川町は17メートルから20メートルの津波に襲われました。そして、海岸の集落それから中心部は壊滅いたしました。女川原子力発電所は、敷地の高さが13.8メートルあったそうです。上から波をкаろうじてかぶることはなかった。しかし、津波は13メートルまで来たそうですので、あとわずか80センチ高かったら女川原発は福島と同じような状況になっていたのではないかとされています。

それから、事故の際の対策本部になるはずだったオフサイトセンター、原子力防災センターが津波に襲われ、職員が亡くなったということです。また、想定以上の地震動で機械や配管が壊れ、配管などを伝って水が下から流れ込んで、2号機の原子炉建屋地下3階にあった2台の熱交換機が使えなくなったということです。さらに、5系統あった冷却用の電源が1系統しか使えなくなり、その1基でかろうじて大惨事を免れたという状況にあったということです。

国は、この福島の事故を踏まえまして、それまで防災対策重点区域（E P Z）が8キロから10キロメートルだったのを、半径30キロメートル以内を緊急時防護措置準備区域（U P Z）として、避難対策の作成やヨウ素剤の準備など地域防災計画を策定しなければならぬとしました。南三陸町もおよそ半分の地域がこの30キロ圏内に入りますが、福島の事故でもおわかりのように、放射能汚染は30キロをはるかに超えて広がりました。その結果、風評被害も含めて広範囲に大きな被害を及ぼし、いまだに処理ができない汚染水が流れ出ており、処理できない部分は薄めて海に流したらいいのではないかなんていう話も聞こえてきております。

それから、原子力発電はCO₂を出さないクリーンなエネルギーで、日本では多重の安全性が施されているので安全と言われてきたことが、全くの神話にすぎなかったことを示したと思います。福島の事故の検証も収束もできないまま、安倍首相は日本の原発は安全だとして輸出をしようとしたり、経済産業省が原発を重要なベース電源として活用の方針を打ち出しております。原発から出る廃棄物の処理方法も決まらないまま、核兵器の原料となるプルトニウムをつくり出す危険な原発を再稼働させることには、多くの国民が不安を抱いており、

10月の知事選挙に関連して行われました河北新報の世論調査でも、約6割の人が再稼働に反対をしているということです。

今、大きく言うと人類の未来を左右する問題はたくさんありますけれども、核兵器と温暖化、そしてこの原発というのは大きな影響を及ぼすと思います。凶らずも震災で有名になった南三陸町の町長が原発再稼働反対の意思を示すことには、人類の未来を左右する問題の解決に弾みがつくと同時に、震災、原発事故で犠牲になられた方への追善にもなると思いますので、南三陸町の町長として東北電力、国、県などの関係機関に対しまして、女川原発再稼働中止の申し入れをすべきと思いますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、小野寺久幸議員の2件目のご質問、女川原発についてお答えをさせていただきますと思います。

まず、1点目のご質問についてであります。平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震では、東北電力女川原子力発電所においても非常に強い揺れ、そして津波に襲われたところであり、2、3号機のタービン軸受け等の地震による損傷、2号機の原子炉補機冷却系の1系統に津波による浸水が確認をされました。そうした状況下、送電線からの外部電源が喪失しなかったこと、非常用電源であるディーゼル発電機も設備損傷を受けずに全て起動したといったことにより、1号機から3号機の全てが安全に停止し、東京電力福島第一原子力発電所に見る重大事故の発生が防がれたといった経緯、さらには昨年7月から8月にかけて実施された国際原子力機関 I A E A の調査において、地震動の大きさ、震源からの距離などの厳しい状況下にあっても構築物、機器等に大きな損傷を受けず、要求された機能は発揮したといった旨の最終報告がなされたといった経過は、議員もご承知のとおりだというふうに思います。

町では、国の原子力災害対策指針によりまして、本町の区域の一部が原子力災害対策において緊急時防護措置を準備する区域、いわゆるUPZに含まれたことを受け、平成25年3月、南三陸町地域防災計画原子力災害対策編を策定したところであり、この計画においては、計画の基礎とすべき災害の想定を過酷事故後も含むものとして設定し、さらには複合災害の発生にも備え得る体制の整備等について定めているところであります。

議員ご質問の具体、避難計画に関しましては、国、県及び原子力事業者の協力を得ながら、屋内退避及び避難誘導のための計画を策定することといたしており、これまで宮城県における避難時間推計シミュレーション実施への参画、さらには広域避難をも視野に入れた事務協

議等、必要な調整に着手しているところであります。

また、既に報道等でご承知のとおり、UPZ市町2市3町の首長による会議を設置し、原子力災害に備えた広域避難計画についても協議を進めているところであります。今後、引き続き国及び県の協力を得ながら、早期により実効性のある避難計画を作成すべく、必要な対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目のご質問についてであります。1点目のご質問にも関連しますとおり、東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所の事故は、立地都道府県内に限らず、広範囲にまさに重大な被害を及ぼし、現在においても確かな先の見えない長期避難を強いられている方々も数多くいる現状にあります。

この事故にも見ますとおり、核燃料を用いる原子力発電には、安全面において数多くの課題が認められるところであり、また議員ご指摘のとおり、使用燃料の処理といった最終的な課題も有するものであります。国においては、国民の安全を最優先に、かつ原子力の安全管理を立て直すべく、独立した機関としての原子力規制委員会及びその事務局となる原子力規制庁を設置し、原子力災害対策指針の策定及び随時の見直しといった、国及び地方自治体並びに原子力事業者における原子力防災の強化等に向けた対応が進められているところであります。

1点目でも申し上げましたとおり、町におきましては、現在UPZ関係市町首長会議において、原子力規制庁及び宮城県並びに原子力事業者である東北電力株式会社の参画も得ながら、住民の方々の安全確保に関する協定締結に向けた協議を重ねるなど、原子力発電所の存在に対する必要な対応を進めております。

女川原子力発電所の再稼働といった課題につきましては、代替エネルギー等も含む国のエネルギー政策、さらには宮城県、立地市町の動向等を多角的、総合的に勘案しながら、町としてとり得る必要な対応について検討を続けてまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 今お話に出ました関係市町の会議というのが、最近行われたということですがけれども、新聞報道によりますと、市町に実際に温度差があるというような報道がされていますけれども、そのお話の内容と、南三陸町の主張はどのようなものだったでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） UPZの会議を設置する際に、共通して皆さんで理解をいただいて臨ん

だのは、まず広域避難をどうするかということです。いわゆる一つの自治体がそれぞれの避難先を決めるということは、非常に難しい問題がございますので、これを県が仲介をしながら、それぞれのご主張、それからあわせて立地市町であります石巻、女川、これがどこに避難をするかと、その避難計画をとにかくつくるということが第一義でございます。

それから、2点目には、いわゆる東北電力さんとの安全協定を結ぶと、これを二つの柱として会議に臨んでいるわけですが、その中で、ある意味この会議の中で、再稼働の部分について議論するということには当初なっていないんですが、今温度差があるというふうなお話がありましたけれども、一部の首長さんからその辺の話も出てきているということが実際の状況でございます。ある意味、その辺でどうしてもなかなか話が折り合わない部分が、正直申し上げまして若干あるというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 広域の避難計画ということですがけれども、これも報道とかいろいろな人のお話では、本当に効果のある避難計画がつかれるのかというようなことは言われていますけれども、その見通しはどうでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） お話しのとおり、なかなか数十万人の方々が一斉に避難をするということについては、大変難しい問題があるというふうに思います。しかしながら、かといってそれで取り組まないというわけにはまいりませんので、先ほど言いましたように県を仲介をしながら、そういった避難計画をしっかりと立てていくということで進めていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 現実に原子力発電所があるわけですので、事故の際の避難計画は絶対必要だと思います。それで、一番言いたいことは、やはり南三陸町として再稼働反対の意思を示すお考えがあるかどうかです。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に、その論点として、市町村がとるべき行動と、それからあわせて原子力発電の再稼働というのは、ある意味次元を別にして考える必要があるというふうに私は思っております。したがって、先ほどもちょっとお話をさせていただきましたけれども、従来からこの問題につきましては、ある意味エネルギー政策というのは国策です。そういった分野を一自治体で反対というわけには、なかなか明確に表示をするということにつ

いては大変難しいし、そういう自治体があるべきことでもないというふうに私は思っていますので、町として再稼働反対ということを明言するという事は、私どもとしては控えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） お立場上は理解できますけれども、原発に頼らないエネルギー政策というのは、多くの人と言われることでもありますし、ほかの自治体の市長も公言していますし、それから宮城県知事も、私は脱原発だというようなお話もされているようですので、これからこの問題について私たちも取り組んでいきたいと思ひますし、一緒に考えていただければありがたいと思ひます。

以上で質問は終わります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 村井知事のお話になりましたけれども、多分将来的にそういう方向性は望ましいという意味でお話をしたというふうに思ひます。我々もそういう思ひはあります。しかしながら、現実として今、電力の約3割が原子力発電に依存しているという現実がございますので、その辺を踏まえますと、即原子力発電をやめるということになりますと、日本全体に対してどういう大きな影響が出るのかということをお考えますと、なかなか軽々にその辺のお話をできるというわけにはまいらないと思ひます。

町として、今回の災害復興計画の中にもありますが、エコタウンを目指すということもございますので、我々としてもそういった自然エネルギー、それにどのように挑戦をするかということについて、今取り組みをやっておりますので、そういった町の姿勢というの、少しずつそういうふうな自然エネルギーへどう転換をしていくかということについて取り組んでございますので、ひとつご理解をいただきたいというふうに思ひます。

○議長（星 喜美男君） 以上で、小野寺久幸君の一般質問を終わります。

通告4番、後藤伸太郎君。質問件名1、震災遺構について。2、祈念公園の整備について。3、仮設住宅について。以上3件について、一問一答方式による後藤伸太郎君の登壇、発言を許します。1番後藤伸太郎君。

〔1番 後藤伸太郎君 登壇〕

○1番（後藤伸太郎君） 1番後藤伸太郎です。議長の許可をいただきましたので、登壇して一般質問をさせていただきたいと思ひます。

まずは、私新人でございますので、こういうことを言うのはちょっとおこがましいかなと思

いますけれども、町長は3期目の当選まことにおめでとうございます。

私は、今回一般質問3件質問させていただきたいと思います。震災遺構、それから祈念公園、仮設住宅と進めさせていただきますが、先ほど議長の一番最初のお話の中で、きょうはくしくも12月11日ということで、2年9カ月、33回目の月命日という日を迎えております。私は理系出身でございまして、数字を見ると素因数分解をしたくなるたちがございまして、33を素因数分解しますと3と11に分かれるわけですし、今から震災遺構について質問させていただきたいと思いますが、その質問をするに3と11が並ぶこの日に質問させていただくというのは何か奇妙な因縁を感じているところでございます。

では、質問をさせていただきたいと思います。

1点目、震災遺構についてということで、町長にご意見を伺いたいと思います。

今、この震災遺構について私が質問しようと思いましたが、やはり宮城県もしくは復興庁から、震災遺構の保存に向けての動きが一つ打ち出されているという現状を踏まえまして、今この被災自治体当事者である南三陸町の町長がどのように考えているのかということ、ぜひこのタイミングで伺わなければいけないという思いを持ちまして質問をさせていただきます。

町内の議論というものが、果たして十分になされているのかということに関して、私はこの場に立って質問するのは初めてなんですけれども、一抹の不安を感じている人間でございませう。

まず、1点目、旧防災対策庁舎についてということです。1点目に防災対策庁舎を持ってこさせていただきますけれども、質問の中では防災対策庁舎に限らず、震災の記憶、それから防災の教訓、これを後世にぜひ残していかなければいけないという、その責任が南三陸町にはあると私は思っております。さらに言えば、津波を知らない世代がいずれこの町に生まれてくるというときに、その親である私たちのような若い世代にこそその責任があると強く感じておりまして、議員活動をしていく中で、それを強く訴えさせていただいている経緯がございます。そのためにもきょうお伺いしたいわけですが、防災教育の強化、さらには発信という自分のテーマに沿って3点質問させていただきます。

防災対策庁舎に関しましては、これは私も承知しているつもりではありますが、町長を初めといたしまして議会でも採決がなされまして、あの建物は解体、撤去するんだということは決定であるというふうに私も認識はしておりますが、その後、周りを取り巻く状況が今変化している中で、そのお考えに変更、変化があるのか、もしくはどういったことを今後は考え

ていかなければならないとお考えなのかということ、ぜひお伺いしたいと思います。これが1点目です。

2点目、震災遺構の町内の候補についてということです。これは1点目の防災対策庁舎が、とかくこの町からは有名になっておりまして、南三陸町というあの建物というふうな認識をお持ちの方が大変多いというのは、これは現実だと思います。ですが、あれを解体するのであれば、今復興庁から各市町村一つに限り初期費用を負担するので、震災遺構を保存してはどうかというお話が来ているというふうに伺っております。町内の防災対策庁舎以外の候補ということに関しても、これは町民の間もしくはこの議会の中で考えていかなければいけないことではないかと思っておりますので、今具体的にどういったお話が、例えば県や国から来ているのか、もしくは町内でどのようなお話し合いがなされているのかということをお伺いしたいと思います。

3点目、地域住民の合意形成についてということですが、これは震災遺構の保存に関しては、必ずセットになって話が出てくる問題ではないかと思っております。防災対策庁舎に限りまして、大変いろいろな方のいろいろなご意見があって、お一人の意見でも2年9カ月たって意見が変わられた方、いろいろ考えを持って、いろいろな立場からいろいろな方が発言されます。その意見を、地域住民の思いを一つに合意形成を見るというのは、これはなかなか大変なことではないかと想像にかたくないわけですが、震災遺構を保存するのであれば、その難題に立ち向かっていかなければならないと思っておりますので、現時点で町長が地域住民の合意形成をどのように考えているのか、例えばどういった手法があるのか、もしくは保存をしてほしいと言っている県や国から、どういった手段をとるべきなのかというもし具体的な指示等があれば、それを現時点でのお話で構いませんのでお伺いしてみたいと思っております。

まず、1件目、震災遺構について町長のお考えをお聞かせください。

壇上からの質問は以上です。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、後藤伸太郎議員の1件目のご質問、震災遺構についてお答えをさせていただきます。

議員今お話もありましたし、ご承知のとおり、震災遺構の保存に向けた議論が国あるいは県、被災自治体の間で進み始めております。当町におきましても、南三陸町震災復興計画の策定に際しまして、当地域での津波被害の歴史を踏まえ、震災復興町民会議での提言や意向調査結果などを十分に反映をした津波の教訓伝承プロジェクトが盛り込まれてございます。現在、

企画課を中心といたしまして、役場庁内において震災風化防止策に関する検討を進めているところでもあります。

それでは、ご質問の1点目、防災対策庁舎についてであります。一昨年、町として防災対策庁舎の解体を表明させていただきました。それ以降、ご遺族の皆様から取り壊しの延期と再考、保存、取り壊しといった三つの請願をいただき、昨年9月定例議会においては早期取り壊しが採択をされたところでもあります。そして、本年9月に苦渋の選択ではありましたが、解体という決断をさせていただいたところでもあります。

ご質問の2点目、震災遺構の町内の候補についてでございますが、震災遺構の選定、保存につきましても、一瞬にして多くの尊い命が奪われ、町が壊滅したこの事実を教訓として後世に伝承していくためには、非常に大切なことであるというふうに認識をいたしております。同じ悲しみを二度と繰り返さないためにも、候補の選定等に際しましては、町民皆様と行政が一体となり検討すべき課題であるというふうに考えております。

ご質問の3点目、地域住民の合意形成についてでございますが、ご質問の2点目に共通する大切な課題であるというふうに捉えております。遺構を保存するかどうか、子々孫々までこの震災を伝承していくにはどうすべきなのかなど、住民の方々を含めた町全体としての一定の合意形成は大変重要なものと認識をしております。できるだけ多くの町民皆様のさまざまなご意見、考え方を頂戴しながら議論を尽くしたいというふうに思っております。

最後になりますが、震災の爪跡を残す議論は奥が深く、非常に困難な課題であります。復興を加速させなければならない状況下において、議論や合意形成に費やす時間はそれほど残されてはおりませんが、町としましては町民皆様とともに、困難な課題に対し誠心誠意取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員皆様のご理解とご協力をお願い申し上げたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） では、1件ずつ細かく質問をさせていただきたいと思っております。

今の町長のお話の中に、やはり後世に伝承していかねばいけないという思いがあるんだということは、非常に心強く思います。その後に、復旧・復興作業を進めていかねばいけない中で、議論をしていく時間は余り多くはないのではないかというお話もありました。確かにそのとおりだとも思います。ですけれども、私といたしましては、若い世代を代表する立場でここに来ているという思いもありまして、今この場でこうやって皆さんの前でお話ができているのが、そもそもやはり先人たちが、地震があったら高台に逃げろと教えてくれ

ていたから、今ここに私たちが生きているというこの思いは、復興の作業のさなかであっても、これは決して忘れてはいけないことではないかということは強く思います。

1点目の対策庁舎についての項目から質問させていただきたいと思います。

やはり解体撤去というのは、これは決定事項であるというお考えは変わらない。これは県や国からお話があっても、南三陸町としてはもう解体するんだというお気持ちには変わらないということだと思います。では、逆に県や国から、あの防災対策庁舎をぜひ保存してほしいというような具体的な、あの建物に限定して名指しで指示といいますかお話はあるのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先月、被災15市町の会議がございまして、きのうもちょっとお話がありましたけれども、その中で議論になったのは、それぞれの自治体においては、震災遺構を残すということについてはそれぞれ大変悩ましい問題だということでした。したがって、県がそれを取りまとめた俯瞰的な形の中で、このそれぞれの15の市町の震災遺構をどうするかということで、県主導として考えたいというふうなお話でございました。その中で、有識者会議を立ち上げると、18日に第1回目の会議を開催すると、そういうふうな報道もなされておりますが、ここから議論が始まるというふうに思います。したがって、現時点としてどこが、それぞれの市、町でどれが有識者会議で選定されるのか、あるいは選ばれるのかということについては、何ともこれからの有識者会議の動向を見守るしかないというふうに認識をしております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） わかりました。では逆に、さっきから逆にばかりですけれども、防災庁舎を残してほしいという具体的な話がないのであれば、これはちょっと2点目と関連してしまうんですが、南三陸町のほうから、あれは解体するので、ほかのこの候補を残してほしいということを提案するというお考えは、今のところございませんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど言いましたけれども、企画課の主導で、今町内の震災遺構についてどうするんだというふうな議論をしておりますが、基本的には現時点として、町内としてこれだということでお示しをする、そういった震災遺構そのものについては、まだ現時点としてはございません。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） わかりました。では、あの対策庁舎を解体するという理由の一つに、多額の費用がかかるということがあるというのは、いろいろ議論の中で出てきた意見の一つかなというふうに伺っております。今復興庁が、先ほど申しましたが初期費用を負担するので、その後の維持費は各市町の負担であるということですが、多額の費用がかかるという理由の一つがクリアされるのかなと考えますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分、復興庁でそこまでの費用、いわゆるランニングコストも含めて、そういったものを持つということは打ち出してございません。したがって、将来的にかかるランニングコストについては、それぞれの自治体負担をするということになるかというふうに思います。ですから、初期費用あるいは当面維持するための費用、それについては復興庁として面倒を見ます。しかしながら、将来的な負担ということについては、国としては認めない方向でございますので、財源の問題が当初の部分については、初期費用の部分についてはある程度担保されたかもしれませんが、将来的な部分については担保されていないと、そういう現実には変わりはないというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） そうですね。イニシャルコストは負担するけれどもランニングコストは負担しないというのは、これは私も理解しているところです。町長のお考えとしては、やはりランニングコストまでもし保証されるのであれば、その問題はクリアになったと言えるかもしれないけれども、現時点ではそこまでの説得力はないというお考えでよろしいんですか。お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には、その費用につきましても、解体費用と相当額ということを言われてございますので、解体費用がどれくらいかかるかわかりませんが、その範囲内ということが基本的な復興庁の考え方ということでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） わかりました。では、もう1点、あの建物を保存したいという意見の中、これは町内にもいろいろありますけれども、その意見の中の一つに、やはりあの津波、東日本大震災の大きな被害を雄弁に語るものとして、あれ以上の説得力、あの建物が壊れたままあの場所にあるという以上の、あれを超える説得力があるものというのはなかなかない。

なので、その希少価値をもってあの建物を保存していただきたいという思いをお持ちの方というのが少なからずいるのかと思います。それに関しては町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） さまざまな思いの方々が町内にいるということについては、私も承知をしております。慰霊祭の折に、私はちょっと式辞で申し上げさせていただきましたけれども、ある意味この地域は120年で大きな津波が4回来ています。私は昭和35年のチリ地震津波、小学校3年生でしたが、そのときも体験をしています。そのときも41名の方々が犠牲になっております。それから51年後に東日本大震災が発生して、800人を超す方々が犠牲、行方不明になった。チリ地震津波から50年間、毎年避難訓練を町として重ねてきました。津波の恐ろしさも言葉で伝えてきました。残念ながら、訓練と言葉を伝えるだけでは命を守れなかったという現実には我々は直面をいたしました。そういった中で、果たして何が、先ほど後藤議員がおっしゃったように、東日本大震災を知らない世代の方々が町の中心を担ってくる時代が必ずやってきます。そのときに何を残すべきかということについて、我々としても真剣に考えてまいりました。しかしながら、先ほど言いましたように財源の問題、それからこれからの復興事業の問題、それから最終的には、将来的にこの町の人口減少は避けられません、そういった中での税収が不足する、そういう状況の中で、果たして財政的な負担を後世に残していいのかという問題も含めまして、いろいろなさまざま考えの中で、町として最終的には解体という判断をさせていただいたわけでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 私は、この質問をしておりますけれども、何よりも町長自身が当事者でございますので、大変私も複雑な胸中にはあるんですけども、それを越えた役目としてこの場におりますので質問させていただいておりますけれども、今のお話の中で、やはり言葉だけではなかなか命を守れないという現状が、実際2年9カ月前にあったという思いを、やはり後世に残していかなければいけないという中で、例えばあれを解体するのであれば、あれ以上の説得力を持って、危機感を持ってこの町の命、財産を守っていかなければいけないという町長の覚悟が見えたように私は感じました。あれ以上の説得力を持って、次に何年後に来るかわからない津波からこの町の命を守るんだという思い、私は感じましたけれども、町長、そのようなお考えでよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） あれ以外のものというのは、果たしてどれがあるのかということについては、大変難しい問題だというふうに思います。しかしながら、先ほど来お話ししていますように、震災遺構、何らかのものをこの町で残さなければいけないという思いはございますので、それはこれから議論をさせていただきたい。今検討中でございますし、それから町民の皆さんのご意見もいただきながらということになります。

3点目のご質問の中の、合意形成というのが大変難しいです。正直申し上げまして、合意形成というのは大変難しい。そこをどうクリアするかというのを、これから何を残すかということについても大きな障害になってくるということは間違いないだろうというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） この点につきましては、私は4年間かけて防災教育の強化・発信ということはぜひ実現していきたいということを、町民の皆さんとお約束しておりますので、これは一緒に考えていきたいと思っております。

ちょっと目先を変えますといいますか、防災対策庁舎に関してなんですが、解体に向けてどのような具体的にスケジュールが進んでいるのかどうか、今の現在の進捗状況といいますか、その辺の現状を確認しておきたいんですが、お願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 11月11日に、県のほうにお邪魔をさせていただきまして、県のほうに解体の申請を上げさせていただいております。そのときにお話をさせていただいているのは、ある意味部材を将来的に何とか残せないかという話と、それからご遺族の方々に、一度あの上に戻ってみたいという要望がございました。したがって、解体の際に当然足場を組むわけですので、何とかその遺族の方々の思いをかなえて、屋上に上がってもらうような、そういうふうな機会をつくっていただけないか、この2点お願いをさせていただきました。いずれ繰り返しますが、11月11日に私どもとすれば県のほうに解体をお願いしたいということで申請をしております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 県に申請してその後、11月11日といいますと1カ月前ですけれども、その後特にお話が進んではないということでもよろしいですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回の事業につきましては、これは県に委託事業でございまして、県に

やっただくと。町内の施設全てそうなんです、それを委託しているわけでございまして、そういった中の一環としての防災対策庁舎ということになります。しかしながら、その後になりまして、ご承知のように県として15市町の震災遺構をどう考えるかと、それを立ち上げたいということです、県とすればちょっと立ちどまるというふうな状況で今推移をしているというふうに認識をさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） わかりました。丁寧にご説明いただきましてありがとうございます。

もう1点だけ。あそこを保存したいという方の意見の中で、町内であの前で手を合わせると、南三陸町全体で被害に遭われた方に対して手を合わせられたような気持ちになるというご意見、ご感想をお持ちの方がいらっしゃると伺っております。あの建物をいずれ解体いたします。さらには、復興の作業が進むにつれて、あの場所自体に近寄れなくなっていくのではないかと思います。立ち入り禁止になって、かさ上げが進んでいくと思いますので。そうした場合に、仮設の慰霊碑と申しましょうか、慰霊碑自体は私の後の質問でも出てまいります、祈念公園などに整備したいというお考えがあります。それまでどこで手を合わせていいのかわからないという方が出てこないように、仮設の慰霊碑を建立するというようなお考えは、今の時点であるでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 確かに、あその場所で皆さん手を合わせて、今回の東日本大震災で残念ながら亡くなられた皆さんに対して合掌をさせていただいている場所であることは間違いございませんし、私も毎日あの場所を通ってまいりますので、大変たくさんの方々にあそこにおいでをいただいて、お参りをさせていただいているという現実を見ております。したがって、その解体という方向になれば、少なくともどこかで手を合わせる場所ということについては、必要だというふうに認識はずっと持っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 例えば、これは一つ提案なんです、その予算を震災遺構保存のために初期費用を負担すると言っている復興庁にお願いして、その仮設の慰霊碑の建設費用もしくは保全のための費用、これは本設の慰霊碑ということになれば町負担になるのかもわかりませんが、仮設ができるまでの間のつなぎとして、手を合わせる場所をぜひつくっていただきたいという地域住民の思いを、国に届けてお願いしていくということはどうでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど来お話ししておりますように、遺構として保存する費用ということでの復興庁のお金でございますので、そういった仮設の慰霊碑という形で場をつくるということについてのメニューということはないというふうに思います。いずれ、こういった分については町としてやらざるを得ないだろうというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） ご意見はわかりますけれども、私としてはお願いしてみてもいいのではないかなとは思っていますので、つけ加えさせていただきます。

次の質問に移りたいと思います。

2点目、震災遺構の町内のほかの候補ということで、今企画課を中心に話し合いが持たれているというお話でございました。そもそも、その遺構を残す必要があるのかということに関してお伺いしたいなどは思っていたんですが、これはぜひ後世に伝えていきたいというお話がございましたので、具体的に例えばリストアップというところまでは、まだ話が進んでいないということよろしいですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど来お話ししていますように、企画が担当していますので、企画課長のほうからその辺はちょっと答弁させたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 庁内の職員約10名、プロジェクトチームということで年内いっぱいかけて、この町の遺構について、どう方向性を見出していったらいいかということについて今検討をしております。そのメンバーの中には、地元の職員だけではなくて他県からの派遣さんもあえてお入りいただいているという構成でございます。

現在の状況なんですが、遺構物として具体的なリストアップというところまでは及んでおりません。ただ、先ほど来町長が申し上げておりますとおり、遺構という非常に大きな重いテーマに対して、最終的には町民みんなで考えるという舞台に移らなければいけないんですけども、そのときに何も行政側が持たないで、町民の説明会あるいは相談会というわけにはいかないだろうということで、まずは行政側として、この遺構というものを幾つか課題、仕分けをしようと、そしてどういう形で町民の皆さんと相談をしたらいいかというような段階での話になっておりますので、具体的にどれを、何を、どういう場所をとるところまでは及んでいないという内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 企画課を中心として、全町的に話し合うためのたたき台をつくっている最中であるという認識でよろしいですかね。わかりました。

その中で、例えば今出ているお話、遺構を具体的にハード面に限ってこの建物を残そうというところまではまだ進んでいないというところですけども、先ほどからのお話の中で、繰り返しになってしまいますが、ハード面だけではなくてソフト面でも、後世に伝えていく必要がある重要な課題であるというふうには認識しているというお話がございますので、具体的に今そのたたき台をつくっている話し合いの中で出てきた意見などがあれば聞いておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 詳細な内容までは、私もちょっと聞いていないんですが、実は選ばれた職員も非常に重いテーマということで、2時間ぐらいの打ち合わせなんですけれども、大変皆さん頭を悩ませているというのが実態です。ただ、私のほうが言ったのは、遺構というものに対してノーという町民はいないと思うということなので、いずれどういうものになるのか、どういう場所になるのか、あるいはそういう目で見えるものではなくて、後藤議員がおっしゃるように防災教育という観点からすれば、子供たちの学習などにそういったものを取り入れることも、もしかしたら遺構としての活動の一つのあり方になるのではないかなというようなお話はしております。

それから、海岸で壊れた護岸ブロックとか、そういったものもありますので、そういうふうなものも候補の一つなのかなというような話は出ております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） そうですね、私も防災教育ということには大変興味がありますし、関心がありますので、そういった面で一緒にお話ができればなとも思います。また、今お話の中で壊れた護岸ブロック、防潮堤を、例えば遺構として残していくというアイデアも可能性の中にはあるのかなというお話をいただきました。これは、私の2件目の質問とも関連してまいりますので、また後でお話しさせていただきたいと思います。

候補についてもう1点だけ。気仙沼では、共徳丸が解体されました。女川町では、震災遺構の候補を選定いたしまして、これを将来的に残していくんだという候補をピックアップしております。石巻市においては、有識者会議が立ち上がりまして検討が始まったというふうに伺っております。今までお話を伺った中で、やはり南三陸町の対応として、ほかの市町村と

比べるものでもないんですが、比べて若干遅きに失しているのかなという感想が、私としては正直ございます。その点に関しまして、町長何かございましたら。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に、震災遺構を議論するというに、そこまで気持ちになってきたというのは、実はつい最近ではないのかなというふうな、県も同様でございます。それよりも、これまでの2年8カ月というのは復旧をどうするのか、復興をどうするのか、それから被災された町民の皆さん方の今の生活をどうするのかと、そういう分野にほとんど集中してきたという経緯がございます。そこが一つ時間が経過をするに伴って、遺構というある意味復興とまた違った形の中での議論をやれるという、そういう時間経過でこういうふうな状況になってきたのではないかと、そういうふうには私は認識をしております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） わかりました。この遺構の話は、やはり大変難しいですし、私も今ずっと30分以上お話しさせていただいておりますけれども、どんどん胃が痛くなっておりますので、これは大変な作業だと思います。その大変な作業でもう一つクリアしなければいけないのが、3点目の合意形成という話になるんですが、これは1点だけ、繰り返しになるかもわかりませんが、県や国からその合意のとり方について、具体的な指示がもしあればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 現時点として、そういった指示等々についてはございません。ご案内のとおり、何回も繰り返して大変恐縮ですが、県としてもこれからスタートラインにやっと立つということでございますので、現時点としてそういった指示とか、あるいはそういうお話は一切ございません。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） わかりました。同じところを議論が回ったような気もいたしますけれども、この話は大変重要な問題だと。私は個人的に議員として活動させていただく中で、ずっとこれは言い続けていきたいテーマの一つであります。人間は、やはり忘れるものでありまして、私はこの質問をそもそもしようと思ったきっかけの出来事が、ソロモン諸島沖で地震があつて津波注意報が出たというのが震災後ありました。そのときに、私は仕事をしておりまして、ちょうど海の近くで作業をするというタイミングだったんですが、防災無線で警報が鳴りまして、津波注意報が出たということで、私は慌てて魚市場前から引き返して自社

へ戻ったんですけれども、そのときに、大丈夫だからいってございということをおっしゃったという経緯がございまして、私はそう言った方がどうのこうのではないんですが、大変ショックを受けまして、震災からまだ1年ぐらいだったと思うんですが、その時期に津波注意報が出ているという現状を、町民自身の認識がそこまで風化してきているんだということに大変強いショックを受けました。これは、南三陸町でさえそうであるのならば、西日本、さらには東京より西、もっと言えば仙台市あたりでも、これはどんどん津波の脅威というのは忘れ去られていっているという現状が実質あると思います。これは、当事者としてつらいですが、言葉にし続けなければいけない課題だろうと思いますので、今後もお話しさせていただきたいと思います。

それでは、続きまして、このまま2件目の質問に移らせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ちょっとお待ちください。

暫時休憩をいたします。

再開は11時15分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤伸太郎君の一般質問を続行いたします。後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） では、引き続きまして2件目の質問に移らせていただきたいと思います。議席上から失礼いたします。

2件目、祈念公園の整備についてということで、町長にお伺いしたいと思います。

計画に基づきまして、志津川地区の八幡川右岸に公園緑地ゾーンということで祈念公園を整備するという計画が住民に対して示されております。その利活用について、町長のお考えをお伺いしたいと。2点ございます。ネイチャーセンターについてということと、防潮堤のセットバック案についてということで質問させていただきたいと思います。

まず、1点目のネイチャーセンターということですが、これはきのうの議会の中でも、お話の中で言葉が出てきたかなと記憶しておりますけれども、私は志津川地区のまちづくり協議会の公園部会に実際に委員として参加しておりまして、あしたもまた合同部会があるんですけれども、それで12回を数えるという会議をずっと重ねてきております。その中で、志津川地区の祈念公園の整備について、具体的にいろいろアイデアが出されていて、その中の

一つにネイチャーセンターを誘致して、自然について学べる場所を残していきたいと、つくりたいというお話がございます。これは、以前にもあったものですが、名前は違いますが、まちづくり協議会では中間提言書を先日町に対して提出いたしまして、その中で、住民が主体的にそのネイチャーセンターを活用していく中で、その公園を主体的につくり上げていきたいと、継続して活用していきたいというお話が出ています。よくその復興に関して話が出るたびに、官民一体という言葉がよく出てくるかなと思います。その本義が、やっぱり住民が主体的に動いていこうという動きを官が後押ししていくということこそ官民一体であろうと思いますので、そのネイチャーセンターの誘致に関して、今町長がお考えになっていることをお伺いしていきたいなと思います。

2点目、防潮堤のセットバック案についてということで、これも一応祈念公園の中でお話が出ていることなんですが、松原公園が以前あった場所の防潮堤が大きく破壊されて、今横倒しになった状態でございます。それをその場所に現状復帰するというのが、ずっと県や国が言っている復興のあり方、復旧のあり方であろうと思うんですが、それは住民が、その同じ場所にもう一度同じ防潮堤は要らないと、内陸側に防潮堤を移動して、住民が海に直接触れ合える空間をぜひ設けていただきたいということを強く要望した結果、県から二通りの案が示されて、防潮堤のセットバック案というのが、住民の動きが県や国を動かしたという一つの事例なのかなと思っておりますので、その点について、町長としてその動きについてどう思っているのか、どう考えているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、後藤議員の2件目のご質問です。祈念公園の整備ということについてお答えをさせていただきたいと思います。

1点目のネイチャーセンターでございますが、当該施設はご承知のように震災前、戸倉地域において自然環境活用センターとそういう名称で南三陸の自然環境をさまざまな体験活動を交えながら学ぶと、そしてさらにはエコツアーや海洋生物の調査、研究に携わる人材の育成拠点として活動してまいりました。震災の津波被害のより全壊をしたということから、今後は地域資源を生かした活動をより効果的に行うため、復興交付金を利用して再建をすることとしたいというふうに思っております。

施設の再建場所につきましては、今お話がありましたように、志津川地区まちづくり協議会公園部会においてもご議論をいただいております、12月5日に提出をされました志津川地区まちづくり協議会中間提言書の中におきまして、当該施設を公園エリア内に再建をして、

自然的な土地利用と一体的な運営を行うことについてご提言をいただいているところでございます。

町といたしましても、このご提言を尊重しまして、施設復旧に係る諸条件を検討した結果、八幡川西側の公園エリア内を再建予定地として検討を進めるということにさせていただきました。今後は、震災復興祈念公園の整備と調整を重ねながら、復旧計画を策定していくこととしておりますので、具体的な内容が決定した折には、改めて議会にご説明をさせていただくとともに、その内容についてもまちづくり協議会と協議を重ねていきたいというふうに思います。

次に、2点目の防潮堤のセットバック案についてであります。志津川市街地の防潮堤につきましては、これまで議会特別委員会や住民説明会などで説明をさせていただいたとおり、高さ8.7メートルの防潮堤が整備される計画となっております。ご質問の防潮堤のセットバックにつきましても、志津川地区まちづくり協議会公園部会において議論された内容でございます。申し出があった中間提言書においても、防潮堤を内陸部へセットバックし、自然な環境を残すべきだという提言をいただいております。

町といたしましても、防潮堤の復旧事業施工者である県と協議を重ね、復旧される防潮堤を現位置ではなくて内陸部にセットバックすることで協議を行った結果、現況の海岸線から事業制度上可能な限り内陸側に復旧する方向で計画を見直すように調整を進めてございます。こちらにつきましても、具体的な計画の決定に合わせて議会にお示しをさせていただくとともに、まちづくり協議会とも継続的に協議をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） では、今ご答弁いただきました内容について、1件ずつ細かく質問させていただければと思います。

まず、ネイチャーセンターのほうから伺いたいと思います。以前ありました自然環境活用センターですけれども、人材育成もしくは海洋生物の研究等行っていた施設であるというふうに認識しております。これを公園の中に整備していただきたいということは、ひいては町民が、やはりその八幡川のさかのぼると上流にある山、森、そういったものから川を通じて里に流れて、それが海に注いでいくという、いわゆる大きな生命のサイクルを学べる場として、これは町民が利用するに限らず、やはり町外からいろいろな方が利用できる施設、観光資源として大変有用な施設であるというふうに考えております。ですので、それを利用することで南三陸町独自の祈念公園というものを整備していきたいという思いが強くなります。お話

しさせていただきたいのは、今震災後、防潮堤が壊れて、人間の営みとしては大変大きな壊滅状態にある中で、ですがその川の生物、海の生物が実際に今もう戻りつつあって、こういった場所でも海の生き物がこういうふうに活動しているんだということを学べる機会でありまして、これはここでしかできないことだと思うんです。震災で壊れた防潮堤というのは、日本に三陸沿岸にしかないわけで、そこでその研究、利活用をしていくということに大きな意義があると思いますので、今ここにしかない価値があるんだということについて、町長はどのように認識されているかお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 自然環境活用センターの利活用につきましては、今後藤議員がおっしゃったように、大変町外からもたくさんの方々が研究においでになって、一定程度人材育成という観点においては、非常に有意義な施設だったというふうに思っております。そういった施設を、町内でまた改めて設置をするということについては大変意義があるというふうに私は思っております。海、里、山に恵まれた地域というのは、それほど日本全国にそう多くないわけですし、降った雨が分水嶺で全て町なかに流れ込むと、志津川湾をきれいにするのも、あるいは汚すのも町民の心がけ次第一つという、大変特異な地形を誇っているこの南三陸町でございますので、そういった今ご指摘のあったようなお話の内容については、まさにこの南三陸町にふさわしい施設になるんだろうというふうに思います。町外の方あるいは町民の皆さんが、そういった海の近くにあるネイチャーセンターでさまざまな自然を触れながら、そして勉強していくということについては、非常に有意義だろうなというふうに認識をしております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） まちづくり協議会に私も参加しておりますので、何というか立場的にちょっと微妙なのかなとも思いますが、住民の間で話し合われていることを町が重く受けとめて、県や国に要望していくんだという姿勢、大変私としては心強いなと思っております。

ちょっと趣が変わるかもわかりませんが、2点目の防潮堤ともまた関連してくるんですが、1件目の震災遺構の話ともいろいろリンクしてしまうんですけども、松原公園前の壊れた防潮堤をそのまま残していただいて、あれが今後の南三陸町の原点であるというふうに捉えて、それをネイチャーセンターを含めて、今ある環境を利用していくということが重要ではないかということをお聞きしたいと思っております。今中間提言書の中にもうたわれていると思うんですけども、あの松原公園の壊れた防潮堤付近を震災遺構として残していく候補になり得るかどうかということに関

して、もしお考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） あのまま残していくことが果たして可能なのか含めて、それから維持管理の点でどうなのかということについて、多分担当課のほうで県といろいろな協議をしてきたというふうに思いますので、その辺は担当課長のほうから説明をさせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 既存の防潮堤の保存なんですけれども、議員おっしゃったとおり、防潮堤の復旧方針二通り県のほうから示されています。1点目が既存の護岸法線にそのまま構築すると、2点目がセットバックすると。1点目の場合は、既存の防潮堤を取り壊して、また同じ箇所に復旧するという事なので、今の残っている防潮堤は取り壊した上で復旧すると。2点目のセットバックした場合は、もちろん既存残っている防潮堤は支障になりませんので残ることにはなるんですけれども、ただ県としましても、護岸を二重に持って管理するという事は、これは制度上できないと、新しくつくったのであれば既存のあったものは構造としても廃止して、管理からも外すということになりますので、何らかの事業または別な事業、町なのか県なのか含めて何らかの事業をあそこに導入できれば、今回復旧する防潮堤とは別に保存することも可能なかどうか、そういったのも含めて今県のほうで検討しているというふうに聞いておりますので、構造的にそもそも壊れかけていますので、壊れかけている防潮堤を構造的に保存することが可能なのか、または仮に可能だったとしても、将来的に維持管理を制度上誰がしていったら、どういうふうにしていくのかというのを議論した上で、その二通りあわせて検討して、県と町のほうと、またはまちづくり協議会と一緒に考えていきたいというふうに県のほうから聞いております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） ちょっと私が振ったのであれですが、2件目の防潮堤に関してのお話でもあります。町長決着させていただきたいんですが、ネイチャーセンターについては誘致する考えがあって、住民の中間提言書どおりに八幡川の右岸地域に誘致していく考えが、今のところ町としては有力であるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょっと言葉遣いだと思いますが、誘致ではなくて、町として主体的にそれをつくっていくという考えでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） では、ネイチャーセンターのお話は今の考えということで。

防潮堤のセットバック案、今お答えいただきましたけれども、県としては二重に設備投資をすることができないと。ということは、海岸線と、海岸線にあるその壊れた防潮堤と、県がこれから整備する予定のセットバックした防潮堤の間に挟まれた地域に、何か事業が投入できれば、そこをそのまま保全していくという準備は、考えはあるというような認識でよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） その何らかの事業というのは、県のほうで今検討しているんですけども、その事業がどういったあそこで展開されるのかというその事業内容によって、防潮堤がある前提での事業になるのか、ない前提での事業になるのかによっては、その防潮堤の取り扱いというのは変わってくると思いますので、それも県のほうでまだ調整しているという段階です。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） わかりました。先ほどのお話の中で少し出ささせていただきましたけれども、今ここにしかないものの価値というのは、これは大変大きいものがあると思います。町長も、そういったものを観光資源としてどんどん利用していきたいというお話がございました。であるならば、やはり住民の意向として、あの場所は例えば砂浜にして海水浴場にするとか、そういった従来考えられ得る事業を投入して保全していきたいということは、これは誰も言うておりませんで、あのままあの場所が残るということに意義があるということを強く要望しております。これは中間提言書の中にもあると思うんですが、これを、ぜひ町としてその姿勢を応援していくんだという姿勢をいただければなと思っております。

もう1点つけ加えますと、ほかの同じような被災した市町村では、恐らくそのきれいに整備された公園が、岩手、宮城、福島にたくさんできるんだと思うんです。観光客がどこの町に行こうかと考えたときに、ほかの町にある施設、ほかのところでも味わえる体験というのは、これは余り魅力がないのではないかと思います。この町に津波で壊れたものがそのまま残っていて、そこでしかしその自然の営みがあるんだということを学べるということに、非常に大きな意義があると思いますので、それをぜひ強く応援していただければと思うんですが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ああいった防波堤とかが倒壊したままというのは、神戸にメリケン波止場というのがございまして、阪神・淡路大震災の際に壊れた施設が、そんな長い距離ではないんですが、残っているという場所がございまして。そこに多くの方々もおいでになっているという現実がございまして、当町で壊滅した防潮堤がそのまま残っていれば、そういったいわゆる震災の遺構という形の中での位置づけというのは高いんだらうというふうに、ただ制度上どういふものかということについては、今後その辺の検討をしなければいけないと思いますし、それから一つここは切り離して考えなければいけないのは、よしんばそのまま残すことが可能だということになって、あそこはコンクリートの中にいろいろな鉄筋とか入ってございまして。大変危険です。その場所に行って子供たちの親水性、いわゆる遊びの場所ということになると、これはまたものの考え方が変わってくるというふうに思います。したがって、今海水浴場という話が出ましたが、すぐ近くにはサンオーレそではまという海水浴場がございまして、子供たちを安全・安心に遊ばせるのでしたらそちらのほうと、それから震災遺構という形で防潮堤をこのままというのでしたら、そこはある意味震災遺構という形の中で、区切りをちゃんとつけて保存していかないと大変なことになると思いますので、そこはひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） そうですね、子供さんや町民が遊ぶ場として安全が確保されているのかということが、非常に大事なことだと思います。私も現地に行きまして、鉄筋がもう1本2本の規模ではないですので、何百本というのがぐにゃぐにゃ露出している状況ですので、これは大変危険だとは思いますが、それで、ちょっと繰り返しになりますが、海水浴場とかを整備したいわけではなくて、それこそ町民の学びの場としたいんだという意向がありますので、それは町長がおっしゃるように切り離して考えていけば、それが実現する可能性があるのかなと、今希望を持った次第でございまして。

もう1点だけ、防潮堤に関しましては、私は祈念公園の整備ということで質問を上げさせていただいておりますので恐縮なんですけど、町内のほかの場所でも防潮堤をセットバックしたい、もしくは防潮堤の高さを変えたいというお話、住民の意向として出てきてはおります。ちょっと関連質問になるのでお答えできる範囲で結構なんですけれども、一つそのまちづくり協議会の動きの中で、志津川地区の防潮堤がセットバックされるというのは、これは一つの展望だと思いますので、ほかの地域で同様な動きがある中、例えば伊里前地区などでは、将来まちづくり協議会部会が立ち上がってお話しされています。その点について、今後志津

川地区の事例を踏まえてどのように対応していきたいと思っていられるか、もしお答えできる範囲でお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） まちづくり協議会が今あるのは、戸倉と志津川と伊里前ということになってございます。伊里前のまち協のほうで、その辺の議論のこれまで随分なされて来たというふうに思いますが、残念ながらちょっと詳細については私は把握してございませんので、まち協のほうの詳しい内容については担当課のほうから答弁させたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 担当課ではございませんが、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

実は、昨晚もまち協の役員会がございました。日曜日にまち協ではございませんが、漁業集落の関係で漁民の皆さんとお話し合いを持ったようでございます。その中で出ましたのが、漁港の利用の関係上、現地ではなかなか背後地がとれないので、できればセットバックをしていただきたいというご意見が出たようでございます。県も、それについては可能な限り、先ほど町長もおっしゃるとおり、制度上の規制もございまして、その範囲内でできる限りセットバックをする方向で考えていきたいという回答をいただいているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 担当課ではないのにお答えいただきまして、まことにありがとうございます。

この防潮堤に関しまして、先ほど来制度上の問題というのが大変大きなネックになっているんだなというのを私は痛感いたしました。やはり、制度上の問題は地域住民の方というのはあずかり知らぬといいますか、なかなか個人で勉強して、その制度に対してどういうふうな対抗手段があるのかというのを考えていくというのは、大変難しい問題だと思いますので、ぜひ町長初めといたしまして、その住民の主体的な動きがあるということを後押ししていただければなど、議員の立場から強く要望させていただきたいと思います。

祈念公園に関しては以上で質問を終わらせていただきたいと思います。

最後に、仮設住宅についてということで伺ってきたいと思います。

大変質問の都合上ざっくりしておりますので、補足で説明させていただきたいと思います。空室の利用についてということと、土地の借用期限についてということで、質問事項2点挙げさせていただいております。この質問をしようと思ったのは、そもそも私は仮設住宅に住

んでおりまして、小森地区なんですけれども、そこで最近空室がやはり目立つようになってまいりました。これは、住民の方が自力で住宅を再建されたりという動きがありますので、これは大変喜ばしいことだと思います。ただ、その中で空室をどのように利用していくのかということ、ふと頭を疑問がよぎりまして、以前に、これは大分以前の話なので、現状と即しているのかどうかということはこの後質問させていただきたいんですが、町外のみなし仮設にお住まいで、町内にできれば、働く場所が町内にあるので、あいている仮設があったら入りたいんだという方がいらっしゃって、ただその方が、その前に同様の相談をされている方がかなりの数いらっしゃるのでお待ちくださいと言われたという経緯を耳にしたことがあります。今そのスケジュールがどこまで進捗しているのかということも踏まえて、その空室の利用ということに関して伺いたいと思います。

2点目の土地の借用期限についてということですが、これは先ほどの小野寺議員の一般質問の際にも議案に上がったことかと思いますが、土地をお借りしている場所、民有地などで、その土地の持ち主の方、地権者の方が返していただきたいということが、今現実にあるのかどうかも踏まえて、今後仮設住宅というものについてどう運営していく、どう活用していくおつもりなのかということをお伺いしたいと思います。町長お願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） お答えする前に、現状と、しばらく前なのでという話だったんですが、町外のみなしにお入りになっている方々が町内に帰ってきたいと、そういう方々に対しては優先順位というのが非常に高いわけですし、そういった部分についてはほとんど対応しているという現状でございますので、ひとつご理解いただきたいと思います。

それから、3点目の仮設住宅についてお答えをさせていただきますが、まず1点目の仮設住宅の空き室の利用についてであります。まず仮設住宅の状況についてお話をさせていただきます。

震災時におきましては、58の団地、2,195戸を整備いたしました。本年11月20日現在では、2,047戸に5,430人が入居してございます。入居率は93.3%、談話室を除いた利用が可能な空き室は144戸ということになっております。また、平成24年度の入退去の状況は、自立再建等で105戸が仮設から退去いたしました。入居については、相談のあった166件のうち、緊急的な対応を要する108件、65%が入居済みということになっております。特別な案件については、仮設住宅入居者選考委員会で検討しておりますが、例えば2DKに4人暮らしで部屋が狭いなど、特殊な事情でないものについては、他の入居者との公平性の観点から対応を留保して

いる状況でございます。

それから、応急仮設住宅の供与につきましては、災害救助法に基づく被災者救助の一環でありまして、法令に基づいて宮城県が供与をしているということでございます。現在は、法定受託事務によって町が貸し付け契約等を行っている、そういうことになっております。この応急仮設住宅の供与の対象となる方は、災害のため住宅が滅失した被災者であって、居住する家族がない方を対象とするものとありますが、空き住戸の利用については、昨年度において厚生労働省から一定条件のもとで被災者以外が使用できるような弾力的な運用可能とする通知がなされているのもございます。

しかしながら、空き室の利用につきましては、今後の仮設住宅の集約化等の課題、払い下げを受ける場合についてのその後の移設費や、建物恒久化に係る改築費の問題もありますことから、費用対効果の面で具体的な対応が難しいところであります。

次に、2点目の応急仮設住宅が設置されております土地の借用期限についてであります、当町では応急仮設住宅を58団地、2,195戸を整備し、管理をしております。そのうち、登米市から借地を含め公有地に19団地、1,066戸を整備しました。また、民有地をお借りいたしまして39団地、1,129戸を整備してございます。また、借地につきましては今年度、当初の契約期間の2カ年の契約が切れましてから、再度民有地につきましては有償で、前は無償でしたが、有償で2年間の契約を締結したところであります。

なお、これから防災集団移転促進事業及び災害公営住宅の整備の進展とともに、応急仮設住宅の集約化を図っていかねばならないと思っておりますが、状況によってはさらに地権者様のご理解を得て、契約の更新が必要となってくる場合も出てくるものというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 一番最初の、町外から町内に移動したいという方については、これは対応済みであるとお答えいただきました。その点はわかりました。

追加でその点については1点だけ、町外から町内に戻りたいと言っている方が、恐らくある一時期に固まったんだろと思うんです。それが、今その現状は解消されていて、例えばそういう優先順位の高い方は町内に戻っていただくことも可能ですよということの周知が十分だろうかということについて、私はちょっと疑問がありますので、その辺1点だけお答えいただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） その辺の周知の仕方というのは、やはり大事だろうというふうに思います。現状どうなっているかということについては、担当課長から説明させます。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 今の点についてお答えしたいと思います。

基本的には、広報等で仮設住宅の入居の際にお知らせをさせていただいておりましたが、やはり一番多いのが、その時点で入居資格はあるんですが、みなしにいたまま戻ってこれなかった方、そういった方については戻ってくるというふうなことで、優先順位の1番にさせていただいております。ですから、そういうご相談があった場合には、優先順位1番というふうなことで、優先的に供与させていただいていると、そういう状況でございます。その辺については、現在も変わりございません。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 優先順位が高いのは私もわかっているんですけども、その辺のお知らせといいますか、周知が十分なのかどうか、これはちょっと私も十分でないとはっきり言い切れない部分もあるんですが、その点今この場で議題になっているので、これも周知の一つだとは思いますが、追加で周知していくつもりがないのかということをお伺いしたかったのですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 改まった形での周知というふうなことにつきましては、特にその分についての周知はしておりませんでした。ただ、実際にそういうご相談の中で一番件数が多いというふうなことで、166件のうち28件はそういうご相談でございました。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） わかりました。これは議員としても、私も町外にお住まいの方になるべくお会いした際には、そういうことがあるんだよということはお知らせしていきたいと思います。町外のみなし仮設にいて、世帯ごと町内に引っ越し方というのは、これは空き室があれば優先的に入居させるという準備があるんだよということによろしいんですね。その点できればもっと周知もしていただければと思います。

その周知に関して質問させていただいたのは、人口が南三陸町、町長の答弁の中でもありましたが、この町の人口は減っていくんだと。ただ、人口が今自然に減っていくスピードをはるかに超えた勢いで減少していつている、流出していつているという現状があります。それ

に歯どめをかけるたには、少しでも町内に戻ってきたいという方の意思は十分に酌んでいかなければいけないのではないかという思いがありましたので、質問させていただきました。

続けて、その空室の利用ということに関して質問させていただきたいと思います。

今後どうやって活用していくのかということなんですけれども、お話の中で弾力的運用が厚生労働省のほうから通達があったというお話ございました。これは、具体的にどういう運用の仕方なのかということをちょっと教えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 例えば、派遣でおいでをいただいている職員の皆さんとか、そういった方々のご利用は可能だということでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 派遣職員の方に仮設住宅を使っただけという制度ということですね。であれば、今現状、南三陸町でどの程度利用されている方がいるのかというのは、もしわかればお知らせいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） その点についてお答えしたいと思います。

先般、入居者の選考委員会がございまして、これは25年の6月でございますが、その際に空き室の利用についてというふうなことを議題にさせていただきました。そのときにあったのが、ある介護関係の事業者の方、介護職員がいないと、もし採用しても、いわゆる遠路、遠くから通わなければならないと。ぜひそこを利用させていただけないかというふうなことで、仮設住宅を供与いただけないかというような相談がございましたので、議題にさせていただいたというようなことがあります。ただ、その時期につきましては、委員会の中でも、先ほど留保している件が大分ありましたので、まだその時期ではないだろうというふうなことで、その点につきましては残念ながら、被災者でないというような観点が一つ、それからその時期ではないというふうなことで、入居は断ったということがございました。

それから、派遣職員につきましては、昨日もちょっと質問がございましたが、岩手で残念ながら不幸な事件がございましたが、それもいわゆる仮設住宅で起こっております。仮設住宅のほうでそういう事件があったと、それから仮設のいわゆる入居されている方、周りほとんどが被災者の方でございます。そういったところに、いわゆる派遣の職員を実際住まわせるのがいいのかどうかというふうなことににつきまして、人事のほうと相談をさせていただいて、うちのほうでは仮設に派遣職員を充てるのはちょっと妥当ではないなというふうな判断をさ

せていただいて、遠路登米市にアパートがございますので、そちらから通っていただいていると、そういう状況でございます。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 質問したのは、現状どうかということなんですけれども、現状はその弾力的な運用はしていないということでもよろしいですか。はい、わかりました。

今、派遣職員の方には限定的に使っていただいてもいいよという制度があるというお話の中で、確かにメンタルの部分ですとか、配慮しなければいけない部分というのはあると思いますが、どうなんですか、町外にお住まいになって南三陸町の派遣職員としてこの場で働いていらっしゃる方というものの、例えば家賃であるとか交通費であるとか、これは当人が負担されているんだろうと思いますけれども、その負担が大きい方に限って、それは個別の対応が必要になってくるのかと思うんですが、町内の近い場所から通っていただくということ、これは可能なのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 家賃等につきましては、復興交付金のほうで賄うということになっておりますので、個人の負担にはなっていないと思います。ただ、先ほどもちょっと担当課長からお話がありましたけれども、果たして派遣になった方々が、一定程度仮設住宅にお住まいの方々、コミュニティーができておりますので、それはあくまでも地域の方々の集まりのコミュニティーです。そこに関西、九州から来た方々をお一人そこにぼつんと入れるということは、果たしていかなものかなという、そういう議論がございまして、当町とすれば、基本的にはそういったおいでになった派遣職員の皆さん方には、今登米市のほうでほとんどいますので、そちらのほうでお互いに連絡をとり合いながら、あるいは夜一緒に飲みながらと、そういう環境のほうで望ましいだろうということで、当町としては仮設住宅には入れるということの選択はしないということにさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 確かに、私も逆の立場で九州に1人で行って、周りの方がみんな九州弁をしゃべる方のところに1人で行って、うまくなじめるかどうかというのは、これは非常に難しい問題があると思います。家賃等が復興交付金ということであれば、これは言ってみれば税金でございますので、税金を使わなくて済む場所があいていて、税金を使って町外にお住まいいただいているという現状、これはさまざま複雑な問題があるんだろうと思いますが、これについてはちょっと首をかしげる部分もあるのかなということだけつけ加えさせて

いただきたいと思います。

それから、私が一番聞きたかったことと申しますか、今の話の流れですと大変難しいんだろうとは思いますが、被災していない方に仮設住宅を使っていただくということはできないのかということが、一つ質問としてございます。なぜかといいますと、町外で被災していない方ですけれども、震災後この町で仕事を見つけてこの町で暮らしたいという方がいる中で、ただ町内には住む場所がそもそもないという中で、仮設住宅があいているのであれば住んでいただいたらいいのではないかという単純な疑問なんですけれども、そこから被災していない方への提供ということに対して、恐らく障害があるんだと思います。どのような障害があるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） まあ、あの弾力的な運用からは、ちょっと外れているということになります。この空き室の利用の問題について難しいのは、基本的にあいていくということと、それからその空き室をどう再利用するのかということとあわせて我々が考えなければいけないのは、どう集約を進めていくかという面です。ですから、空き室があったから、ではそこを何とか利活用しようという、そういう一面の後藤議員のお話ですが、先ほどどなたかの議員のときの質問にも私はお答えしましたが、集約は避けられません。やはり学校の問題、小学校の問題、中学校の問題、あるいは高校の問題、そういった子供たちが本来自由に活発に遊べる場所を、そこを今仮設住宅が使っているわけです。そういうところの集約を町としてはやっていかなければならないという問題もございますので、その一つ二面性みたいなのがございまして、非常に難しい問題だというふうに思いますが、いずれそういうふうな形の中で我々としては考えていかなければいけないと、そう思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） その集約化というのも、次に質問させていただこうかとは思っていたんですけども、大変重要な問題といいますか、仮設住宅というのはいずれなくしていくものなのだという姿勢ということですよ。いつまでも仮設があるというのは、町の状態としてもこれは不健全と申しますか、ずっと災害のさなかにいるような形になりますので、それは私も十分理解するところではあります。では、その集約化ということについて伺っていきたいんですが、具体的に集約化のスケジュール、始まっていくと思われる時期というのはいつごろを想定しているのかということをお聞かせください、先ほどもお答えいただいたかと思うんですが、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それから、もう一つ、仮設住宅は耐用年数というのがございます。後藤議員も今仮設住宅にお住まいでわかると思いますが、下にくいを打って、その上に建てているという状況でございますので、そういった耐用年数もそうそう長くないわけでございますので、そういった観点からも集約は進めていかなければならない。

具体的に今スケジュール的にどうなんだというお話ですが、前にも答弁させていただきましたが、集約化の計画を策定しなければいけないということで、そういった取り組みを今後していきたいというふうに思います。その時点で、改めてどういうスケジュールで進めていくかということは後でお示しできるというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） まだ大丈夫ですか、しゃべっていて。集約化は、さまざまな面から確かに大変必要ですけれども、そのスケジュールが実際に仮設から人がいなくなっていく時期というのは、例えば災害公営住宅が建つとか、造成が終わって分譲が進んでご自宅が再建された、次に住む場所が決まらなければ仮設から出ていくことはできないわけで、では実際建つのはいつなのかということなんですけれども、これは復興事業のスケジュールなども先日いただいてきたんですけれども、大体28年とか29年とかにだんだん差しかかかっていく問題だろうと思うんです。今は25年の12月ですから、少なくとも2年ぐらいは、要は今のあいている仮設の部屋というのは2年間はあきつ放しであるということになると思うんです。それがいいのか悪いのかというのが、今議論させていただいている部分なんですけど、やはり町外から南三陸町に来て、この町で働きたいと、この町で暮らしていきたいという方というのは、これは大変貴重で、何をおいても守らなければいけない存在なのではないかなと思うわけです。特に若い世代の方が多いですし、これからこの町をつくっていく上で、復興していく上で貴重な人材であるという認識がありますので、そういった方に対して、その弾力的運用の範囲ではないというお答えをいただきましたけれども、それを範囲を広げていただきたいということを、例えば国や県に訴えていくということは、町の姿勢として一つありなのではないかなと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） お待ちください。ここで昼食のための休憩といたします。

再開は1時10分といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時10分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤伸太郎君の一般質問を続行いたします。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 空き室がどういう状況になっていくかということですが、ご案内のとおり、今月には藤浜の団地ができます。10戸ということで、あと順次できていきます。多分空き室が一気にふえるのは、来年の8月ごろには入谷51戸、それから名足33戸の災害公営住宅の入居が始まります。その時点で、これだけで84戸になりますので、空き室がふえていくんだらうなというのは想定できるというふうに思います。

それから、雇用で働きたいという方々のお話、実はあした、そういった方々が陳情にまいります。使わせていただけないかということで来るんですが、実はなかなかそれは難しいんです。現実として、うちのほうに入っている情報なんですが、まず入居できる方ということで、先ほどお話ししましたよね、応援職員でお入りになっている方々、それから自治体からの要請を受けてお入りになっているボランティア、要するに町からボランティアをお願いしたいということでお入りになっている方々は入居可能ということになります。ですから、ある意味そうでない形の中でお入りになっているボランティアの方々の入居というのは、ちょっとこの状況では厳しいのかなというふうに思いがあります。

それから、福祉施設で働く職員の方、それから建設工事、いわゆる復興に向けての建設工事、それに従事される方々の宿泊場所として使用はできるということになりますが、それ以外の部分については、厚生労働省のほうでは明確に指針を示していないということですので、今後どういう要望があるか、我々としてもその辺を把握しながら対応しなければいけないなど、そういうふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 最初に申し上げましたけれども、そもそもの疑問の出発点といたしまして、あいている部屋をなぜ使わないのかという単純な疑問なんですけれども、そこにはやはりいろいろ制度上の問題があるというお話をずっといただいております。今新しくご答弁いただいた部分で、福祉施設関連の方、もしくは復興に従事している建設業の方の宿泊場所としての提供は可能であるという通達がある旨ご説明いただきました。今現状、検討されている段階だと思いますけれども、その前にお話しいただいたように、災害公営住宅が順次建ち、造成が終われば、仮設からどんどん自分の新しい住まいに移られていく方はどんどんふえていくと思います。どっちが先でどっちが後かみたいな話になっていくと思いますので、

スタートするなら今なのかなという思いがありまして、質問としてさせていただいております。その辺ご理解いただければと思います。

空室の利用についてはいろいろ伺ったんですが、2点目の土地の借用期限についてというところで、残り6分だそうでございますので、手短にお聞かせいただきたい。6分使う気なのかという声が今上がったような気もしますけれども。

民有地でお返しいただきたいという趣旨の地域があると、1カ所あるというようなお話を伺っているんですけれども、そちらはどのように対応していくおつもりなのかということをお聞かせいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今の1件の分については、仮設を撤去するとか、そういうことの必要のない場所ですので、現実問題としては影響はないと思います。駐車場としてお借りした場所でございますので、問題はないと思います。ただ、現時点として全面返還をしていただきたいという、ほかの自治体では結構あるんですが、幸い当町では地主の皆さん方のご理解をいただいて、全面返還をしていただきたいという申し入れというのは、現時点としてはないということでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） わかりました。では、当町ではなるべく法律の許す限り置いていきますけれども、それは集約化の問題がありますので、順次優先順位の高いところからお返しして、新しいお住まいにお移りいただくというお考えだということだと思います。

私の質問といたしましては以上でございますので、4分余っていますので、無駄話する権利ではないんですけれども、人間は等しく24時間与えられておりまして、私は90分質問させていただきましたけれども、定例会16回90分全部しゃべると24時間になるわけでございますので、今後15回恐らくこういう機会があるんだろうと思います。私といたしましては、15回この場からご質問させていただきたいなと思っているところでございますので、私の決意を表明させていただきますまして質問を終わらせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 以上で、後藤伸太郎君の一般質問を終わります。

通告5番、菅原辰雄君。質問件名1、農林業について。2、町民バス運行について。以上2件について、一問一答方式による菅原辰雄君の登壇、発言を許します。11番菅原辰雄君。

〔11番 菅原辰雄君 登壇〕

○11番（菅原辰雄君） 11番菅原辰雄は、議長の許可を得たので一般質問を行います。

町長に農林業について伺います。

未曾有の災害から2年9カ月たちましたが、毎日目にする旧市街地も一部土盛り工事が始まったところ、あるいは土等の仮置き場に活用されるなどはしているが、全体としては荒廢地そのものであります。そのような中であって、三陸自動車道建設工事や病院建設用地造成工事目に見えて進んでおる現状は、私たち町民の復興への大きな励みになっているものでございます。入谷地区の災害公営住宅建設用地造成工事も完了し、上物建設に入ったようでありますし、さらには防災集団移転用地造成工事も、藤浜団地が竣工を見るなど、復興への確実な歩みを感じられるものであります。

しかし、さきに行われた町長及び町議会選挙の折、旧志津川市街地は大きく3分割される、震災前のような商店街形成は役場や病院も遠くて大変、とともに、このまま仮設住宅で死にたくない、災害公営住宅建設や高台移転を一日も早く、仮設住宅から出たい、仕事がない、職場を何とかして、の声が寄せられておりました。また、自分はこんな立派な仮設に入れてもらってありがたい、感謝しております、災害公営住宅高台移転事業が早く完成するのを待っています、との声も少なからずありました。これらの声に対して、私たち議会は町と一体となり、その方々の不安解消、希望に添えるよう全力で取り組み、透明で知性と品格と威厳を兼ね備えた議会であるため、各自より精進していかなければならないものと認識するものであります。

さて、農林業についてであります。先ほど述べたように、未曾有の災害で、人命はもとより家屋敷ともに、当町の基幹産業の1次産業の一翼を担ってきた農林業にも大きな被害が及んでおります。水田や畑地も流出あるいは浸水の被害を受けている。海岸部はもとより、よもやと思われた奥地まで被害をこうむっているが、これら被災農地の活用について、被害を受けない地区の振興策と、地場産木材の活用状況と今後の見通しについて伺うものであります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、菅原辰雄議員の1件目のご質問、農林業についてお答えをさせていただきますが、ご質問の1点目であります被災農地の活用につきましては、現在県営事業によりまして、町内26カ所の原形復旧を基本とする災害復旧事業と、6カ所の圃場整備事業を導入しまして、順次営農再開に向け工事を実施しているところであります。工事完了が早い原形復旧の農地については、その多くが来春から営農が再開できるようになりますので、地域で機械利用組合を設立してもらい、復興交付金事業で町が取得する農業機械を生産組織に無償貸し付けし、営農再開を推進していくということになります。

一方、圃場整備地区につきましても、平成27年からの作付が可能になる予定でありますので、新たに設立する営農組織のもとでコスト削減を図り、水田については水稻の作付を基本とし、畑地については農協を通じた契約栽培としての野菜の集団作付を検討するなど、関係機関が連携しながら、地域ごとの営農再開に向け話し合いを通じて被災農地の活用について検討を進めているところであります。

次に、ご質問の2点目、被災を受けない地区の農業振興策についてですが、本町における農業振興策としては、震災前から南三陸町の特産である菊、ホウレンソウ、イチゴ、フキなどの振興作物生産に係る施設整備などを初め、生産基盤の整備を支援しながら農業振興を図ってまいりました。近年までの振興作物としては、輪菊の産地化を初め、南三陸町の気候の特長を生かし、春告げ野菜の栽培を推進してまいったところであります。

さらに、畜産においては、JAと協力して和牛改良組合を設置し、良質な仙台牛の産地化を図ってまいりました。そのほか、南三陸町の地形と気候の特性を生かした農産物生産振興に努力をしてまいりましたが、国内全体の農業を取り巻く環境変化の中で、高齢化や担い手不足によりまして、大変厳しい状況になっているというふうに認識をしております。

今後は、意欲のある若い担い手に対する技術の指導、継承に係る取り組みに対して支援を行うとともに集落ごとに担い手を選定し、機械等の共同利用を初めとする集落営農組織の設立や、農地の集約化による低コスト農業を推進するとともに、国の制度も活用しながら、意欲のある農家については6次産業化への取り組みも進めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の3点目、地元産木材の活用状況と今後の見通しについてであります。地元産木材の活用状況といたしましては、震災後、町産材の間伐材を利用してノベルティグッズを生産する民間業者が起業をいたしております。地元雇用にもつながる上、町産材をアピールする面からも大変有効な事例であると考えております。また、町内において森林組合が実施している間伐事業で発生する間伐材についても、津山の製材所等でベンチやテーブルに加工して販売をいたしております。

本災害により、当町においても多数の家屋が流出をしており、被災者の方々におかれましては、仮設住宅等で不自由な生活を営んでいる状況であります。しかしながら、徐々にではありますが、個別による住宅建築が進んでいることから、町独自の支援策として、新たに住宅を建築する際に地元産材を使用する場合、木材費用の一部として補助金を交付いたしております。

防災集団移転事業促進事業による高台移転の造成工事も順次進んでいることから、今後は本

格的に住宅建築が増加していくものと思われるため、引き続き地元産材の活用推進のため、当該制度を継続してまいりたいと考えております。今後の地元産材の見通しにつきましては、住民の方々の住宅建設及び災害公営住宅における木造家屋の建設等、今後ますます需要が伸びてくると考えられますので、伐採関係業者、製材会社等と連絡を密にしながら対処してまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 今町長から懇切な答弁をいただきました。先ほど言いましたように、1次産業で栄えてきたこの町にとって、被災した農地、営農再開に向けた取り組み、これは本当に喜ばしいことでもあります。いろいろきのうの答弁でもありましたように、42カ所で200ヘクタールほどが被災しているということがありました。今町長答弁ですと、いろいろな地域の方々、営農というか現況復旧、あとは圃場整備ということでございますけれども、さまざまな条件等もあったかと思えますけれども、海岸部をずっと見渡せば、そんなに大きいまとまった地域というのは沿岸部には少ないのかなと、そのように思っていますけれども、それらの営農組合というか、そういう組織ということでもありますけれども、さまざまな条件があったと思うんですけれども、それらの条件はどのようにクリアして今日に至っているのかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 条件と申しますと、その営農組合自体で機械導入を進めていただくための面積要件をまず大前提にしております。それ以外については、あとは自由にとっているんですけれども、営農再開するためには機械が必要でして、1台トラクターを復興交付金で導入するためには、最低5ヘクタールが必要要件となっております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 今参事のほうから答弁いただきましたけれども、被災直後なんですけれども、水田とかあれを復旧させたいんですけども、機械も流されてなかなか大変、復旧できない、そういう声が多々聞かれました。今そういう面で機械を充当するというごさいますけれども、5ヘクタール、これはかなり厳しい条件ではないかと思うんです。ということは、個人でやりたいと思ってもなかなかできないという、こういう状況だと思うんですけれども、5ヘクタールまとめてやるというのはどれぐらいの数があるのでございましょうか。それで、現実的に可能なんですか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 最初のご質問で、5ヘクタール以下の農地が復旧されないと誤解されるといけないものですから、そのところをご説明させていただきますが、復旧自体は5ヘクタールを下回っていても、農地であるところは復旧工事が入ります。申しあげました5ヘクタールは、復興交付金で機械を導入するための必要面積ということになります。箇所数的には、災害の査定を受けたところで5ヘクタールを超えるところが約11カ所ほどになっております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） いろいろあると思うんですけども、災害の査定を受けたところは11カ所あるということでございます。それなりにして、それぞれの方々がやる気になるということでもいいと思うんですけども、ちなみに、この辺ですぐ近くでいえば、平磯あたりがちょっとまとまったところで、海からも近くてあれなんですけれども、ああいうふうに一応瓦れき撤去とか、それで原形復旧して、実際にその土地の所有者の方々がそれを耕作しているのか、それを土地の所有者がまた人に貸してもいいのか、その辺は町長いかがなものでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 細部については、ちょっと担当から説明申し上げますが、基本的になかなか難しいのは、具体的に今平磯とかという話が出ました。平磯だけではないんですが、波伝谷も含めてそうなんです、海岸沿いの農地なんです、基本的に農業を再開するという思いよりも、その前に海を何とか、海のほうに再開をしたいと、いわゆるそういったほうが手っ取り早いという意識がございまして、なかなか農の部分に意識を持ってくるというのが大変少のうございまして、その辺がちょっと苦労している。それから、あわせてやっぱり自宅再建をどうするかという、そういう根本の部分もございまして、繰り返しますが、なかなか農のほうに意識を持っていくというのは、ちょっと今希薄な部分があるという現実がございまして。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） わかりました。そのような中であっても、原形復旧とともに一応圃場整備ということで、6カ所ぐらいでしたか、歌津の田表とか西戸とか在郷とか中瀬町地区とかありますけれども、そのようなところ、圃場整備ということでありますけれども、田表とかあの辺は田んぼとか畑地だったからいいんでしょうけれども、例えば今計画している中瀬町

とかあの辺は、私の認識違いだったら申しわけないんですけども、気仙沼線からこっちから見て外側のほう一帯として取り組むかと思うんですけども、その辺だといろいろな雑種地とか倉庫用地とか宅地とかいろいろありましようけれども、その辺を集約するという点で、さまざまな問題等もあるかと思うんですけども、それらに対して地権者に対しての説明とか、どんなふうになっていますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 圃場整備は、ご案内のとおり、皆さんがもう一回農業として再開をするということの大前提が必要でございまして、その意見集約ということについては、さまざま担当課が行って、いろいろご説明申し上げてきた経緯がございまして、その辺の内容等については担当課長から説明させます。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 現在、集落座談会といいますが、合意形成のための会議を地域で繰り返し開催しているところであります。一つは、議員ご心配のように宅地を含めて圃場整備に合意していただくこと、それから田んぼ、畑を持っていた方々が、後の営農につながるような計画を含めて同意をしていただくというための説明会を行っているところで、状況的にはおおむね皆さん、現況がこのままいきますと排水の悪い地帯になってしまうと、災害復旧だけでは十分に土地を生かせるような計画にはとても難しいという状況から、皆さん圃場整備のほうで整備してほしいというような大方の声に現在ございます。地権者の方、地元にいる方ばかりではございませんので、現在それらの全ての方々の意見の集約というところで作業を進めているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） いろいろな方々がいて、いろいろな注目を得て合意形成に向けて頑張っているということでございますけれども、例えばなんですけれども、農家をやっていなくても、やっぱり旧畑地を買って持っていたとか、そういう人だったら、多分自分の土地だから一応営農ということで盛り土しても、自分の土地を自分のあれに、例えば倉庫とかに使いたいなんて、そんな考えもある方も多々あるかと思えますけれども、そのときにはどんな、例えば町有地の代替地をやるとか、そんなことを考えているんでしょうか。その辺どうなんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今町有地の代替というお話がありましたが、多分難しいのではないのか

なというふうに認識をしてございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） わかりました。これも、まだ地域住民に対して説明をしている段階、その合意形成をもってこれから高台移転用地の造成工事が出る残土等を中心に埋め戻していくと思うんですけれども、まだまだ時間がかかるわけでございますけれども、そういうふうにしてつくった土地、それをどのような方法で、一応農地ということで考えておるわけでございますけれども、では方法、例えばここを農地にしたから、この辺で何をつくったらいいとか、そういう考えとか、例えば法人もしくは組合とか、そういう方法でもっていかなければいけないのかなと思うんですけれども、町として、町長として、今その辺の農地、ある意味農地と言って差し支えないと思うんですけれども、その活用方法等についてちょっとお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） なかなか作付について、町としてということではなくて、基本的には農業に携わる方、それからJA、そういった方々との意見というのが一番重要なんだろうというふうに思います。そういった作付をどうするかということについて、さまざまな相談等々があるというふうに思いますが、そういう際には町としてもしっかりと支援をしたいというふうに思いますが、いずれそういう問題については、農業を担う方々の基本的な考え方が非常に重要なんだろうというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 一応圃場整備でもなんでも、水田は水田ということで考えているわけでございますけれども、よそのほうでも、例えば先ほど言いました歌津地区、あとは戸倉地域でもそういうふうやっていくのか、さらには先ほど答弁もらった、この町の特産品である春告げ野菜とか菊栽培とかホウレンソウとかいろいろあるでしょうけれども、今回は多分浸水農地が200ヘクタール被災に遭った、その中で圃場整備というのは半分以下ぐらいだと私は認識しておるんですけれども、そういう意味で一大産地化すればいいとは、町長はよく言っておりますような他との差別化、そういうふうなことでいけば、一大産地化をすればいいんでしょうけれども、そういうのはさまざまなことが考えられる。作付品目とか、そういうのは町で直接あれではないと言いますが、ある意味町あるいは産業振興課のほうでも、よそ様の状況とかいろいろなものを見て、これまでやってきたもので、それで生きていけばいいんでしょうけれども、まずはこういう機会ですので、この土地を活用して新たな作物

等もつくる可能性も秘めておると思うんです。ある意味、国の農政もちょっと変わってきたといえますけれども、直接それによってこの地域で、これだから大変楽になるということはないと思うので、ある意味町として産業ということで捉えたときに、作付品目なりなんなりを、ある意味もっと主体的ではないんですけれども指導的立場をとってやっていただきたいと思うんですけれども、町長その辺はいかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に、やっぱり我々はこの南三陸、先ほど申し上げましたように、南三陸町の気候と風土、それに見合った作物というものを、これまでもいろいろ模索しながらつくってきたわけでございまして、急にではこういう分野はどうなんだろうといっても、やっぱり収益をしっかりと確保できるというものが、なかなかこれまでも見つけかねてきた部分はあって、半面その気候の中に合ったものを、これまでも春告げ野菜等を含めて取り組んできたという経緯がございます。そこは、先ほどちょっとお話ししましたように、JA含めてこの地域に見合ったもので、しかも収益性の高いもの、それをどういうものを選択できるのかということについては、さまざま議論の余地があるんだろうというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） せっかくこういうふうには、大規模な圃場整備をするんですから、皆さんが喜んでいけるような政策をもって行って、官民一体となって頑張っていってほしいと思います。この圃場整備にしても、まだまだ先がありますから、産業振興課でもいろいろな情報を仕入れて民間に提供していただいて、ある意味この地域、ここだけというか圃場整備した地域だけでもいいから、とにかく金になる、これだけで飯を食えるような、そういう政策を持っていただきたい。今何でこういうふうになっているかということ、いわゆる金にならないから、これだけで飯が食えないから、いろいろな要求がありましようけれども、そのためにこういうふうにはじり貧状態の山間地域でございますので、それを突破口の一助になるようにいろいろ考えていっていただきたいと思います。

まだ先のある話でございますから、これで私は被災農地の活用については終わらせていただきますけれども、今度は被災しない農地なんです。先ほど町長からも、いろいろ春告げ野菜とかハウレンソウとか、それで気候風土に合ったということで、これまでいろいろ入谷地域、歌津、戸倉地域でもですけれども、町のほうで計画した肉牛の貸し付け制度、あれも順調にやってきて、ある意味大きな成果を上げてきたことは私も承知しております。それなりに繁殖農家もかなりあったのでございますけれども、今回の震災、さらには原発事故の風評被害

により、これを機会にやめたという農家がかなり多うございます。こういうふうなことで、入谷地域なんか特にそういう農家が減少しまして、なかなか大変な状況であります。そういう中であって、町としてやっぱりこれまでは1次産業で栄えてきた地域ですから、いろいろな振興策を講じてきてもらっていますけれども、それがなかなか日の目を見ていない状況でございますので、この状況を何とか打破するとか打開するようにみんなで考えていけばいいと思うんですけれども、町長、私は以前からとにかく何でも補助ありきといわれて、結果的に考えていきますと、そこに落ちてきてしまっているんですけれども、そうではなくて、いろいろなやる気の出るような、元気の出るような地域づくりのために、町長何か方策がありましたらひとつお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） なかなか今すぐここで実効性のある具体のある意見を出せと言われても、正直申し上げて大変難しいご質問でございまして、そちらも汗をかいているようですが、私も汗をかきながら答弁しなければいけないわけでございまして、本当に大変地域で農業に携わっている方々が、大変厳しい状況で推移をしてきているというのはそのとおりでございまして、特に東日本大震災で大変放射能の問題で風評被害ということで、大変なご苦勞をなされている畜産農家の方々はたくさんいらっしゃるわけですので、そういった方々がもう一回立ち上がっていくということについては、我々としても何とか支援をしたいという思いは精一杯でございます。現実問題として、ただそこでいろいろなハードル等がございまして、なかなかうまく進むという状況がございませんので、そこは我々としてもこれから地域の皆さん含めて、いろいろ知恵を出し合いながらという、大変答弁にならない答弁で恐縮でございますが、そういうことをご理解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 町長、済みませんね、こんな難しい、急に投げかけて。それだけ地域が大変なのでございます。いろいろな意味で、私はこの前も言いましたけれども、農業そして入谷地域、皆もこの町もかなりダメージを受ける、そういうふうなことを言ってきました。確かに、今これをやればいいよという策があればとっくにやっていますけれども、ないからみんな悩んで、減退というか、言葉は悪くなりますけれども、あと何年もすれば本当に限界集落になるのではないかと、そんなふうな危惧を抱いております。要は、やる気の出る作物でも何でもあればいいんですけれども、それもなかなかないような現状でございまして、ここでこういう策という提案というの、なかなか私もいい策は持ち合わせていないので、

もちろん持ち合わせていればこれを実行していますからいいんですけれども、そんなことで、今後とも町長、やっぱり水産業はそれなりに元気を取り戻していますけれども、農林業はなかなか大変な状況が続いております。今言ったように、策はないのかといったってなかなか大変ですけれども、いろいろな意味で、意を用いてこれからも地域のため、そしてみんなが安心して喜びに満ちた生活が送れるような方策をお願いしたいと思います。

次に、地元産材についてお伺いいたします。

これまで、いろいろな地場産材を使ってあれすれば補助が出る、町として100万円まで出るということで、さまざまなそういう取り組みをしてきましたけれども、実際今日までで、どれぐらいの方々がそういう補助申請をして、どれぐらいの金額をいただいていますか。町長おわかりですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 町産材の木材の利用につきましては、これまでも誘導策を講じてまいりました。少なくとも、今回震災後も住宅建築に向けて、一般住宅用には南三陸町復興住宅建設促進協議会、それから災害公営住宅用として南三陸町木材災害公営住宅建設推進協議会、こういった方々で組織をつくって、そこで地元産材の利用促進を図るということで、今取り組みをしてございます。具体的にどれぐらいの数字ということについては、担当課のほうから説明をさせたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 実質的に制度を動かし出しましたのが、震災後平成24年度からなんですけれども、その年度から通算しまして現在16件まで来ております。さらに、年度内に申請が上がる予定になっておりまして、既存の予算で足りない部分をさらに今回12月で補正をさせていただくという計画にございますので、おおむね20件を超えていくぐらいの現在の状況でございます。なお、1件当たりの申請は、満額の50万円の積み上げというような現状でございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） これまでで16件で、年度内を加えると20件を超えるという見通しでございます。これによって、木材のあれだからすぐ間伐が進むのかなとか、そういう効果というのはなかなか期待できないと思うんですけれども、これから2年、3年後が本格的な木材需要期に入るかと思うんです。私は以前も申し上げましたように、町である意味指導力を発揮していただいて、例えば今担っているのが大工さんの組合とか森林組合さんでしょうけれど

も、その辺で、やっぱり今大工さんもいろいろなことで駆けずり回らなければだめなのではないかなと思います。何でハウスメーカーさんが受注しているかといえば、やっぱり希望者がこういう電話すればすぐやってきて、いろいろ書類づくりから、あるいはお金を借りるまで全部走り回ってやってくれると思うんです。そうだと、注文主はそこに座っていて、ある意味楽しんでできるのか、そこまではいかななくても、やっぱり今回森林組合さんなりそういう職方組合の方々も、もうちょっと一步足を踏み込んで、大変でしょうけれどもそうしていけば、受注とかにはね返ってくるのかなと思います。もちろん、ハウスメーカーさんでもそういうふうなことは全部単価にはね返ってきておりますけれども、それらも含めて町としてもうちょっと一步進んだ働きかけということではできないものでしょうか、町長。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 率直に申し上げまして、これから住宅の建築というのがいよいよ本格化になってまいります。そういった際に、私どもが懸念しているのは、いわゆる地元大工さん、在来工法を希望する町民の皆さんは結構いると思います。ただ、その希望する町民の皆さんに、地元の大工さんたちがどの程度それに現状としてお応えできるのかという、そういう危機感も実は私持っております。ですから、ある意味復興は早く進めていくというにおいては、在来工法の地元の業者の皆さん、それからハウスメーカーを利用する方々、その辺うまくバランスをとりながら、復興住宅を早く建設を進めていく、そのほうが私はある意味望ましいのかなと、そういう思いがございます。ですから、地元産材を使ってという、そういう菅原議員のお話も十二分に理解はするんですが、しかしながら復興という観点から申し上げれば、被災した皆さん、一日も早くついの住みかの自分の住宅に住みたいという思いを持っているわけですので、いつまでも大工さんがうちのほうに来てくれないのに、いつまで待たばいいのという話、住宅の宅地を提供するのにもいつまでかかっていると言われるときに、やっと宅地ができた、今度は家を建てるのに地元の大工さんがなかなかやってくれないんだよねという、そういう問題も当然起きてくると思いますので、繰り返しますが、そのハウスメーカーと在来工法、ここをうまくバランスをとりながら復興住宅を進めていくというのが、私は望ましいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 町長、全くお話しのとおりでございまして、何もハウスメーカーだめだからではなくて、やっぱりそういうふうなバランスをとってやっていただきたい。それは、ある意味町のほうでも、町の面積の7割強が山林だと思うので、いっぱい資源があるので、

それらを活用してうまく回ればいいのかなとそういう思いで、これは町長とてみんな同じような考えだと思うんです。それによって、いろいろな伐採から何からさまざまな経済効果があるのは篤と承知しておりますので、あえてこういうわけでございます。一気に注文が来て、それで対応できるかどうか、それらもあらゆる、これは産業振興課さんをお願いしておきたいんですけれども、さまざまなシミュレーションをつくっていただいて、そしてまた自分たちの範疇の中で、余りよそこに足を踏み入れるとは言いませぬけれども、その範疇の中でいろいろ考えを持って、先ほど言っていた担い手である森林組合さんとか職方さん方といろいろ協議して、地元産木材をより消費するように、そして経済効果が重なるように働いていてもらいたいと思います。

さらに、地元産木材ということでもありますけれども、以前木質バイオマスということで、間伐材を使用とか、いろいろな意味で地域資源を活用した、雑木山の手入れとかも含めてさまざまな効果があるという、CO₂削減にもある意味効果があるということで、木質バイオマスということで実証実験をやってまいりましたけれども、あの成果そして今後の継続性はどうか、それを伺います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） きのうちちょっとお話ししたかもしれませんが、町としてエコタウンを目指そうということの考え方で進めてございます。これは復興計画の中にも明確にその辺はうたってございます。今ご質問の木質バイオマス、いわゆるペレット含めて、そういった自然エネルギーに対する取り組みということについては、町として積極的に進めていきたいというふうに考えてございます。そういった中で、一つの方向性としてなんですが、新しい病院ができます。来年4月ごろに着工したいと思っているんですが、その病院の際にも、給湯器の熱源にはバイオマス、いわゆるペレットを使いたいというふうなことで、今検討を進めてございまして、ある意味そういったものを含めて、当町にある間伐材を含めた利活用というものを進めていきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 以前ですか、木質バイオマスとか木質ペレットについて実証試験の結果、ある程度将来的にも有望とか可能性があるというような報告が出ていたと思うんですけれども、なかなか町の病院とか、こういう役場庁舎で使ったってたかが知れています。実証試験の折、40台ぐらいは多分購入したかと思うんですけれども、もちろん助成があったからもあると思うんですけれども、それらを踏まえて、今後町としてこういう公共施設で使

うのはもちろんですけども、それだけではもう足りないんで、いろいろな意味でもっと宣伝というか皆さんに周知をして、1人でも多くの方がそういう木質ペレットストーブを購入して、それが究極的にはエコタウン構想にもつながっていくのかと思うんですけども、わずか3カ月でしたか、クリーンセンターのあれで、あそこで木質ペレットをつくったんですけども、それを踏まえて、この町で今の段階ではなかなか大変だと思いますし、もしそういうペレットをつくとすれば、初期投資とか民間会社そのものでやっていけるのか、もしやるとしたら町が持ちだししてやっていかなければならないのか、その辺町長いかがお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ある意味、ペレットストーブにつきましては、前にも議会でお話ししましたように、民間の方々にご協力をいただいて検証実験を行ってきたという経緯がございますので、その検証結果については担当課長のほうから説明をさせたいと思いますが、いずれにしても事業となっていくと、基本的には当然需要と供給とバランスが出てまいります。その辺の見きわめをしっかりとしなければ、事業として成り立たないという部分がございます。ただ、町として今考えていますのは、バイオマス産業都市構想というものがございまして、これに申請をしようということで今検討してございまして、間もなく申請をする予定でございますが、その中でバイオガスとか木質バイオマス、そういったものの活用ができる、そういう体制をつくっていくということでの申請にしたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 私のほうから補足をさせていただきますが、昨年行った実証試験につきましては、四十五、六件あると思います。一般家庭とそれから農家の方々、それから一部森林組合とかそういう事業の方々に、おおむね好評ということで、引き続き使いたいというような声も寄せられておりますので、その部分につきましては今後も継続いたします。

それで、今年度に入りまして、町の復興計画の柱の一つに据えてあります再生可能エネルギーの部分につきましては、大きくバイオガスの部分と木質ペレットと二つに分かれるんですが、差し当たってその木質ペレットについては、ただいま町長が申し上げましたとおり、公共施設で大きく使っていないと、全体のペレットの使用量が追いつかないというようなことで、まずもって病院さんの三つのボイラーのうち、そのうち二つにペレットを使っていたかどうかということで、設計事務所さんにも大変努力をしていただいた経緯があります。

それから、一般家庭への普及、これも進めるんですけども、最終的に、以前の議会でも申し上げましたが、1,600トンぐらいの消費がないとなかなかかなりわいとして成立しないというようなことございますので、町としてこのペレットの部分は、最終的には町内で普及ができればそれに越したことはないんですけども、地元でペレットそのものをつくるという製造工程に相当の資本的な投資額が必要になりますので、これは幾ら官民連携とはいえ、民間だけの資本力では相当厳しいだろうというようなことで、そこに行政の財政負担を考えなければならぬんですけども、さっき申し上げましたように、出口の部分でどれだけの需要があるかということを見据えながら、そして町の財政負担がそれに耐えられるかどうか、それもあわせて考えていかないと難しい問題だなということ、段階的に考えていきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 町で1,600トンの消費がないと工場建設もだめ、初期投資もなかなか民間だけではだめ、そういうだめだめでなかなか難しいんですけども、そんな意味で、これでやめるわけではないんですから、いろいろもっと皆さんに周知をして皆さんに使っていただいて、3年後、5年後でもいいからこういうふうにできれば工場をつくってやれるように、それに伴って地元産、いろいろな意味で木材が消費できる、それで経済効果が回っていくということでございますので、ひとつ今後ともそういうふうに鋭意努力していただきたいと思っております。

続きまして、2件目に入らせていただきます。町民バス運行について。

現在運行されている町民バスについて、利用者から増便あるいは時間変更等の声が多く聞かれます。バス運行に当たり、利用者の声を反映させ利便性を図るべきではないかと思っておりますけれども、町長いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 2件目のご質問、町民バスの運行についてお答えをさせていただきますが、ご承知のとおり、町民バスにつきましては、平成18年9月、宮交登米バス路線の撤退に伴いまして、高齢化する地域の実情あるいは利便性に配慮しながら、利用者ニーズに沿った形で、平成18年の10月から町内3路線バスと、それから6路線の乗り合いタクシーを併用した有料運行が開始されました。利用客の皆様からは、利便性が向上したという一定の評価をいただいたところであります。

震災後の運行についても、J R気仙沼線を初め全ての公共交通機関がまひしている中で、津

波で自家用車両を失うなど、移動手段をなくした多くの住民の安全性、利便性を確保しながら、瓦れきの残る5月9日から、地元タクシー会社等々の協力によりまして災害臨時無料バスとして運行を再開し、全ての避難所や医療施設、応急仮設住宅をつなぐため、利用者の声を反映させながら定期的にダイヤ改正を実施してきた経緯がございます。

現在は、町内11路線、町外1路線の運行となっておりまして、気仙沼線BRTの運行と歩調を合わせながら、通院、通勤、通学、買い物の足として過密なスケジュールでの運行を余儀なくされております。運行事業者の経営体力や安全運行を考慮しますと、一度に全ての利用者ニーズに対応することは非常に困難な状況であります。

町としましては、これまで同様、乗降客数や利用者からの要望を正確に把握しながら、定期的なダイヤ改正を繰り返し行い、今後本格化する防災集団移転等、住民の新しい集落形成を見据えるとともに、地域の生活交通としてタクシー事業社や気仙沼線BRTとの共存を図り、効率的で利用者ニーズに沿った運行を目指してまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 今町長から、利用者ニーズに沿った形で進めるということでございます。いろいろな意味で、利用者の要望の声を聞いてダイヤを組んだと思うんですけども、現に個別に挙げれば、ここにある診療所に来て、例えばですけども志津川中学校方面に行くあれが12時前にある。ただ、12時ごろではなかなか診察が終わって薬を受け取れないんだよと、そんな声がただ多くて、いろいろな意味で時間の変更をお願いできないかという声も多々あります。いろいろそれは個々によって違いましょうけれども、そういう声がただ多いので、それぐらいのあれはダイヤ改正のほうに頭の中に入れておけば対応できるのかなと、そんなふうに思っておりますが、とりあえずこれぐらいは利用者ニーズに沿った形で進められるでしょう、町長、時間変更。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 大変これは難しいです。正直申し上げまして、それぞれの利用者の形態が時間帯によって全く異なります。ですから、自分の使いやすい時間帯にしてくれという声が多分菅原議員の耳に届いたと思います。半面、そうでないケースもございます。例えば、今病院の診療所の話が出ましたけれども、待っている時間が余りにも長すぎるという方もいらっしゃいます。それから、診療が始まるのも一緒、終わるのも全員一緒だったら問題ないんです。終わるのは全員ばらばらで終わっていきます。ばらばらで終わっていきますと、それぞれにバスを配置するのは不可能です。したがって、利便性のとれる時間帯で終わる

方と、あるいはそうでなくて、もっと時間を待たなければならないという方が出ます。ですから、今言ったように、では菅原議員に言った方々の時間に合わせる、そうするとほかに今度は不都合が出る人が出ます。ここが時間を設定するのが非常に難しいところです。ですから、ある意味我々としても最大公約数といいますか、そういう形の中で時間の変更をこれまでやってまいりましたが、これからもやらないということではなくて、そういった最大公約数のある程度捉えた形の中で、ダイヤの時間編成を行っていきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 町長が今おっしゃることはよくわかります。だからといって、そういう個々にではなくて、例えばお昼前にあったのを12時半とかそれぐらいまで、そうすると町長おっしゃったように、これまでのダイヤでよかった人にとっては多少不便になりましようけれども、ただ時間的に11時50分でしたか、それからあと3時ごろまでないというと、その辺の空白時間帯が長いので、その辺30分やそこらはちょっと移動してやれば、より利便性がいいのかなと考えますので、そういう意味で町長、そういうふうな対応をよろしくお願ひしたいと思います。

それと、例えば私は入谷出身なので、入谷地域のことは詳しいんですけども、町長が先ほど言いましたように、町民バスは宮交バス廃止に伴って、その路線継承という形でやってまいりました。ダイヤは1日3便、4便しかないんですけども、そこで要は小森から入って行って、かの有名な横断1号線を通って、2号線を通って岩沢のほうに抜けるんですけども、ただうちの地域に限っていえば、その幹線道路から自宅までかなり距離があります。それも、来るときは下り坂でいいんでしょうけれども、帰りになると上り坂です。そして、今免許を持っていない方は、年寄りとかそういう方が多いもので、その方々にそこまで30分、1時間歩いて、例えば病院に来る人、銀行に来る人、買い物に行く人、それを我慢せいというのはなかなか酷なものでございましょう。そういう意味で、町長、そのダイヤの利便性とともにそういう地域、限られた地域になりましようけれども、そういう方々のために、以前当時の同僚議員も言いましたが、デマンド型バス、ハイヤー、タクシー、そういう対応も考えていかなければならないのかなと思うんですけども、町長その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これも難しいと思います。基本的に、今おっしゃったように、それぞれ個々の利便性を追い求めますと、最終的に不便、不利益をこうむる方が必ず出てまいります。

例えば、今言ったように沢に入っていく、そしてその方はいいんです。ところが、乗ってそこでおりない方、最終の終着バス停まで行く方々は、今まで20分で行ったのが今度は1時間もかかってしまうという、そういうケースが出てまいります。したがって、ある意味そういう自分の自宅からということになりますと、そこは非常にやっぱり難しい対応をせざるを得ないんだろうなというふうに思います。

デマンドといいましても、前にもちょっとデマンドのことでもお話をさせていただきましたけれども、どうしてもやっぱりうちの地形上、デマンドを入れていくというのは非常に時間的な無駄というのが出てくるんですね。その取り入れ方をどうするかということも前にも検討した経緯があるんですが、なかなか当地域の地形上、その辺が非常に難しいということがございますので、いろいろ検討はさせていただきますが、いずれこれまでの検討の経緯等を踏まえまして、大変なかなか厳しい問題だなというふうな認識はしてございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 町長は大変難しいと。デマンド型であれば、私もそういうふうな余り詳しくわからないんですけども、要はこの地域、例えばですけども、町長が言うのももつともですが、区域設定をして、一応試行的にやってみるのも一つかなと思うんです。例えば入谷地域、それも林際方面が特に大変なんですけれども、それは通院とか買い物とかいろいろ制約は設けても構わないんでしょうけれども、そしてまた、もちろん料金、タクシーでこの役場まで来れば2,500円も3,000円もとられようかと思うんですけども、そうではなくて、この辺に来るまでも1人当たりの費用を何分の1かに抑えて、もちろん有料で、さらには週1回とか2回とか、そういう曜日を区切って、そして病院に行く日をあれして、それも例えば役場のほうで予約をしておいて、そういうことで週何曜日はこの地域と、そういう方策も考えていかなければ、これはみんなが平等だどうのこうのと言っていたら、これは絶対に泣きを見る人が出てきますので、高齢化社会、そしてまた人口減少の著しいこういう山間地域の人々に、いろいろな意味で公平にあれを与えるということでは、こういうことも考えていくべきだと思うんですが、町長いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 公平性というのはどうなのかなと、私は実は思っているんです。問題は、これは利便性とか持続性とか経済性とかという、そういうものをしっかりと検証しながらやらなければいけないというふうに思います。

それから、さっき言い忘れましたが、一番の問題点は安全上の問題で、警察の許可がなかなか

か難しいという問題がございます。これをクリアできないと、まず検討の入り口にも差しかからない、そういう問題もでございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 町長、安全上のと、私は何も白タクやれと言っていないよ。タクシーとかあれを活用してやるんですから、安全上とかそれはいいと思うんですが、ちょっと余り細かいことになって恐縮なんです、町長その辺。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 民間のタクシーと、それからデマンドと、それを同一数することがなかなかできませんので、そこで私が言っているのは、警察がそういう安全上の問題で、デマンド交通の部分については難色を示しているということの事実を申し上げているだけです。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） では、ここで難しいから、こういう私が今言っていたような、それを実証試験みたいな形でやるつもりはないとおっしゃいますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 担当の企画課長から答弁させます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 補足させていただきます。議員お尋ねの部分は、入谷地区ですとか、それから前の払川地区ですとか、そういう停留所まで遠いところにお住まいの方々のフリー乗車区間というふうなお尋ねかと思いますが、このフリー乗車をするためには、例えばバスの後ろを走っている車、一般車両とかそういう後続車両に影響が出ないような場所にとまらなければならないというような、公安上からの指導があります。結局、予期せぬところでバスがとまったために、後ろの車がそれで追突をしたとか、そういうことのないようにフリー乗車区間というのが定められていると。菅原議員も入谷出身ということで、入谷の交通量がもう何倍もふえているということは実感されておられますでしょうし、入谷以外のところにあつては、朝晩物すごい車の量になっておりますので、フリー乗車という区間を設けるということは、安全上の問題をクリアすることはできませんので、当分の間はそのフリー乗車区間を設けてバスの運行をするということは困難だというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 私がちょっと理解不足かもわかりませんが、私はフリー区間とか

ではなくて、そういう例えば特化した、前の宮交路線を走っているのではなくて、別個に例えば日時を決めておいて、そこへ民間タクシーが行ってやるような方策を考えてはいかがかと言っているんですが、そういうことは考えられませんか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 民間のタクシーの台数も限られておりますので、震災前のように6台でしたか、民間のタクシーを借り上げというようなことは、今の段階では実施することは非常に難しいと思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 民間タクシーが6台だからできる、できないではなくて、要は皆さんがそういうシステムをやってみようという気持ちにならないのかなということなんです。そういう方策もあるんだもの、これ区域限定、例えば期間でもいいし、そういうことをやるべきだと思うんですが。それを永久的にはではなくて、ちょっと試験的にやって、そうするといいい面、悪い面、課題とかいろいろ出てくるでしょう。それをやらないで、そこで門前払いということは、ちょっと私はどうかなと思うんですけれども。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 震災後にバスを再開してから、8回ダイヤ改正をしております。それは、復興の進みぐあいとか地域の居住形態が変わってきましたので、その都度対応してきた経緯もあります。それから、やってみもしないということではなくて、今我々が取り組んでいるのは、そういうフリー区間とかデマンドという局所的なことではなくて、この復興で非常に混雑している南三陸町内全体を大局的に考えて、このバスのダイヤ改正をやっているわけなんです。ですから、そこの今まで走っていた乗り合いタクシーによる部分を何とか検討していただきたいという趣旨は十分伝わってくるんですけれども、どうしても私たちは町全体という部分を分母として考えなければならないし、それから与えられているバスの台数も限りがあります。さらに、今月の2日から米谷と横山と北上で、それぞれ今度登米市あるいは石巻市からも接続ができるようになっております、台数は少ないんですけれども。そういった努力も一生懸命やっているつもりですので、そこはひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 今おっしゃる町全体を考えるのは篤とわかります。復興に取り組むのはごく当然でございます。そのような中にあっても、こういう事態だから何とか考えてくれ

と、こういうことで別に今すぐやれではなくて、いろいろなことで今後さまざまな状況、交通事情とかいろいろ工事が本格的になって道路状況も変わってくる、それらは重々承知しています。その中にあっても、とりあえず一部地域なんですけれども、こういう試験的なことも考えていってほしいと私は言っているんですけれども、その辺はご理解いただけませんか、私の考え、逆に。そういう案もあるんだなということで、自分たちがあれするのはすごくこれが一生懸命やっているから、何だそれに対してという気持ちになるかもしれませんけれども、そういう困った方々もいるんだから、もっと前向きな答弁ができないものかと言っているんです。町長。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 大分力が入っているようですが、今るるお話ししましたけれども、基本的に、では検討するのは検討、思いはわかります。ですが、例えば今どこかの場所を試験的にやれというお話ですが、そのどこかの場所をどう選ぶ、必ず不公平が出てきます。一回スタートすれば、これは絶対ずっと継続してやらないと、必ずいろいろな問題が出てきます。必ず全町に広げないと、この問題は収束しません。やらないから、やらないのがどうなんだと、俺がこんなに言っているんだからやれという思いは伝わります。しかしながら、一部の地域ということで選んでいって、我々の経験上それで済みません。これをどうクリアするのか、そこも含めて我々としては考えなければいけないというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） ちょっと堂々めぐりになりますけれども、町長それはわかります。ただ、何にもやらないで、一気にまさかデマンド方式やれないんですから、その意味も含めてそういうことを考えて手を打っていったほうがいいのではないかと。個人的には、将来的に登米市、栗原市も含めたあれて、南北はJRのBRTがありますから何とかありません。ともかく東西のラインですから、これらも含めて、行く行くは東北新幹線の駅までデマンド方式でも何でも広域的なもので取り組んでいければいいのかなと、そんなふうなことを考えていますので、その序曲として今提案をしてきたわけでございます。町長は、やらないわけではないと言いますが、そういう意見、そしてそういう交通弱者も多くいるんだということを頭に入れておいて、今後そういうことで検討していただきたい。企画課長、そういうふうなことで、考えることは十分でしょう。それで、考えてできなかったということもあるでしょう。でも、その前に前段で、これこれこうだからだめですよと、これバリアをつくってはだめですよ。もっと柔軟な姿勢で臨んでいただきたい。要は、復興で妨げるとかそんなことで

はないでしょう。その中で大変だと思うんですけども、考えていくべきことですよ。これは我々ができることではないんです。皆さんが、企画課がいろいろ案を練ってこうやってけるんですから、その辺を町長、しつこいですけども考えていってください。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） そのとおりしつこいです。例えば、一部地域ということで、今入谷といいますが、前浜方面だって同じ状況ですよ。交通弱者は町内に全ています。一部地域ということで、我々が一番実はやりやすいのは、前浜なんていうのは道路1本ですので、あの辺はやりやすいんです。あそこで試験をやるということになった場合に、いいんですかそちらは、という話になるんです。基本的に、そうするとそれで済まないから、さっき言ったように一部地域の試験ということではなくて、全体をやるためにどうするかという、そういう前提の議論をしないとだめだと私は言っているんです。一部地域やればいだけではないんです。それは、やられた地域はいいかもしれませんが、やられない地域はどうするんですかという話になるんです。その問題をやっぱりクリアしないと、前に進むというのはなかなか難しいと私は思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 町長、わかりました。やらないのではない、一部地域だけでも、なかなかそれでは不公平だからやらないということではなくて、町全体を考えて復旧・復興とともにそういう考えもあるんだと、将来的にはそういう方策もあるんだなということで、町長聞いていますか、はい。そういうことで、今後取り組んでいただきたい、よろしいですか。それで考えていく、取り組んでいくというのであれば、私はこれで質問を終わります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） そういったことで、デマンドのみならず町民バス、乗り合いタクシー含めていろいろな形の中で検討していきたいというふうに思いますが、いずれにしましても一言だけ議員さん方にお話をさせていただきたいのは、現在町民バス等については無料で今運行してございます。いつまでもこの補助金がつくわけではございません。実は、国土交通省のほうから、いつまで無料にしているんだと、有料に切りかえろというふうな指示が来ていることも実態がございまして、町としてそういった補助金を出しているその国交省のほうから、そういう指示もございまして、町としては来年度ということではございませんが、平成27年度あたりについては有料の方向で考えざるを得ないということだけは、今この場所で議員の皆さん方にお知らせをしておきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 以上で菅原辰雄君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は2時35分といたします。

午後 2時20分 休憩

午後 2時35分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

通告6番、今野雄紀君。質問件名1、災害義援金と南三陸町震災復興寄附金について。2、防災集団移転事業について。以上2件について、一問一答方式による今野雄紀君の登壇、発言を許します。6番今野雄紀君。

〔6番 今野雄紀君 登壇〕

○6番（今野雄紀君） 6番は議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、質問1件目、災害義援金と南三陸町震災復興寄附金について。

私は、これまで今回の大きな震災から一日も早く立ち直るには、復旧そして復興が大切だと思っていました。ところが、今回の一般質問を機会に、やや辛口の震災論めいた本を何冊か目を通しました。それらの中で、復旧・復興の前に大切なこと、神戸の震災は火災や建物の崩壊で、瓦れきを撤去すれば家を建てられた災害で、私たちが受けた災害は津波による災害で、家も土地も全て流されてしまった災害でした。そこで、本当に必要だったのは、復旧・復興の前に被災された人たちの再建が必要だったという言葉を知りました。国は、個人の資産の形成になる補助、援助はしないという方針でした。そこで、グループ化による補助という方式をとり、商売や事業をしている方たちの再建を目指しました。普通というか、一般の被災した個人が再建していくには、資産のある方たちはそのままでも再建は可能だったでしょう。その半面、私のようにとは申しませんが、余り資産もない災害弱者となってしまった方たちの再建の道は、当初は義援金に頼らざるを得ないと思っていました。そこで、当町における義援金、寄附金の取り扱いについて、幾つかの問題点と申しますか、指摘したい点がありましたので、しつこくならないように、なるべくあっさり質問させていただきます。

質問件名、1点目、義援金と寄附金の取り扱い、使途はこれまで適切であったか。2、今後の寄附金を各指定の用途別にどのような事業に使い、一日も早く復興を願って寄附していただいた皆様へ、その思いに伝えていくのか。以上をお聞きします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、今野雄紀議員の1件目のご質問、災害義援金と南三陸町震災復興寄附金についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目のご質問、義援金と寄附金の取り扱い、使途はこれまで適切であったかについてであります。まずもって義援金の取り扱いにつきましては、全国的な受け付けは日本赤十字、中央共同募金会、日本放送協会、NHK厚生文化事業団等の、いわゆる義援金受付団体が窓口となりまして、県レベルでは宮城県災害対策本部が窓口になっております。町の受け付けは、ホームページでもお知らせしておりますとおり、七十七銀行またはJAバンクを通じた振り込み、郵便局の現金書留のほか、役場窓口では現金や小切手でも受け付けをいたしております。

義援金の使途についてであります。災害義援金は被災された方の生活支援のため、被災者に直接配分をされるものでありますことから、町で義援金や寄附金を受け付ける際には、支援される方々の意思が明確に反映されるよう、それぞれの使途の違いについて説明をいたしております。

義援金の配分に関しては、義援金受付団体及び宮城県災害対策本部に寄せられた災害義援金は、宮城県災害義援金配分委員会において配分方法等を協議し、被害数に応じて各市町村に配分されますが、宮城県からの配分について、町では義援金受付団体、宮城県災害対策本部、町災害対策本部の各義援金口座で管理をいたしております。

これまでの災害義援金の配分対象は、地震または津波による死亡、また行方不明者等の人的被害、半壊以上の住家被害、要援護者等の世帯となっております。町に寄せられた義援金を配分する際には、町義援金配分委員会において配分方法等を協議しており、県に準じた取り扱いを行っております。

なお、これまで配分した額は、義援金受付団体、これは全国窓口分になりますが、50億3,794万円、宮城県災害対策本部分で7億8,342万円、町受け付け分8億1,123万円で、合計額は66億3,259万円となっております。

次に、震災復興寄附金についてであります。こちらは町の復興のためにということでお寄せをいただく寄附金であり、震災からの復旧・復興事業全般、子育て・教育関連施設・施策、保健・医療・福祉関連施策、産業・観光振興関連施策、環境関連施策、地域づくり・コミュニティー活動関連施策の6つの分野を設定し、寄附者の方々に使途を指定していただく形で受け入れを行っております。これまでの受け入れ実績を申し上げますと、平成23年度が延べ

699件、2億8,655万14円、平成24年度が延べ467件、1億2,802万3,756円、平成25年度が10月末時点で延べ192件、3,032万7,717円、基金利子3万8,113円を合わせたこれまでの受け入れ合計で、延べ1,358件、4億4,493万9,600円のご寄附をいただいております。受け入れた寄附金につきましては、南三陸町震災復興基金に繰り入れ、適切に管理をしておるとともに、その使途につきましては、組織内に南三陸町ふるさとまちづくり基金及び南三陸町震災復興基金活用事業審査委員会を設置し、必要に応じて基金活用の是非を検討し、事業に充当しているところであり、これまでの実績の一例を挙げますと、消防団、交通指導隊の制服整備や、モアイ像の設置工事などに充当しております。

次に、2点目のご質問、今後の寄附金を各指定の用途別にどのような事業に使い、一日も早い復興を願って寄附していただいた皆様へ、その思いに応えていくのかという点についてですが、寄附金は寄附者の方が、本町の日も早い復興を願ってご寄附をいただいた大切なお金でありますことから、その使途については寄附者の意向を踏まえつつ、できる限り形の見えるものに使ってまいりたいと考えております。しかし、復興途上であり、復興の基礎となる土木工事の最中である現在において、そのような事業がそう多くないこともまた事実であります。そのような事情から、ホームページや電話等でのお問い合わせにおいては、復興事業の進捗と調整を図りつつ使わせていただく旨をお伝えいたしております。

町といたしましては、できる限り早く寄附者の思いに応えるため、復興の基盤となります土木工事の進捗を行うとともに、今後想定されます建物等の整備に当たっては、その計画の中において基金の活用が望まれる部分を具体的に明記していくなどの施策をとりながら、あわせて寄附者の方に情報の発信を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今町長から答弁いただきましたけれども、最初の国の件なんですけれども、4団体からということでありましたけれども、その4団体の大体の受け取った分の、わかっているのですしたら事務費みたいなやつというのは幾らぐらいとられているのかというのは、認識していませんでしたらお聞きします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 残念ながら、その全国窓口分の事務費等については、こちらのほうでは把握してございません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） では、次なんですけれども、その点はわかりました。そこで、まず最初

にお聞きしたいのは、義援金と寄附金のホームページへの表示方法なんですけれども、現在項目では義援金・寄附金となっているんですけれども、今は南三陸町震災復興寄附金だけがポールポジションといいますか、わかりやすいところであって、災害義援金は、私もいろいろホームページで探したんですけれども探し切れなくて、そしてプリントアウトした紙を見たら、一番下のところに小さく、申しわけ程度なんですけれども災害義援金の受け付けとあったんですが、このスタイルはもともとどういった意味合いでこのような形にしているのかお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） ホームページ上における寄附金と義援金の表示の仕方ということでございますが、その意図については、正直私も存じ上げません。ただ、寄附金思ったんですが、多分今公表しているのが23年度と24年度にいただいた方々のお名前とかそれから金額とか使途別、そういったものを1年分まとめてお出ししてあるというふうに思っております。そういうことではないんですか。（議員の声あり）

ホームページ上の配置レイアウトの問題でございますか。後で私ももう少し確認をして、その辺担当に少し指示してみたいと思いますが、要はトップ画面から入れるような形にしてあれば、なお見やすいということではよろしいのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） トップ画面ということではなくて、私も今回この質問するに当たりました。近隣の市町村のホームページをほとんどといっていいくらい確認させていただきました。うちの場合は、特に当町だけなんですけれども、ほかの自治体のホームページですと、義援金、寄附金という項目をクリックすると、そこに1回で寄附金と義援金の項目が出てくるんです。そうすると、寄附したい人は、もちろんその趣旨をただし書きで書いていますので、義援金は被災した人たちに配られるもので、寄附金は町へのいろいろな用途に使う趣旨という旨が書いてあるんです。ところが、私がこの指摘したいというのは、なぜこのような形で寄附金だけがわかりやすいところであって、そして一番下に義援金の受け付けというところが、本当にもう受け付けていないような形であるんです。そこが私は何か疑問に思ったんですけれども。ですから、町としては意図的に寄附金のほうを多く集めたいという、言い方を悪くするとそういうような形にとられたんですが、そういった趣はあるのかどうか一応確認したいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 改めてなんですけれども、そのたどり着く手順も含めまして、寄附と義援をあえて意図的に分けたというようなことではないんですけれども、現在のつくり込み方としてそのようになっているのであれば、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） ところで、義援金の受け付けというのは、まだしているのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 当然、まだ義援金の受け付けはやっております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） では、なおさらこういったことを一日も早く直していただきたいと思います。

そこで、私が一番聞きたいのは、私が勝手に思うわけなんですけれども、本来このよううちのホームページですと、寄附する方が本来義援金として町に届けたかったのを、寄附金としてしか入れられないというような状況に陥ったのではないかと私は推測するんですけれども、そういったことが本当かどうかは、改めてなんですけれども、寄附した方の名簿とか出ているので、確認すればわかるんでしょうけれども、そういったこともする必要はないと思います。そこで、1点聞きたいのは、本来義援金として扱ってほしかったのに寄附金としてしまった方たちのために、寄附金を義援金のような形に振りかえるというか、そういうことは町のシステムとしてできるのかどうか、このホームページの件に関しては伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に、意図的にかえるということは不可能です。寄附金は領収書は企画課のほうで出しますし、それから義援金については保健福祉課が担当になっておりますので、具体的にはそういうことはできないということになります。

ただ、最近の傾向をお話しさせていただきます。町長室のほうにたくさんの方々が寄附金をお持ちになってまいります。今私のところにおいでをいただく方々の、もうほとんど100%に近い方々は寄附金です。義援金をお持ちになる方はほとんど今いないというのが状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） では、そのホームページの件はわかりました。

そこで、もう1点このホームページからなんですけれども、義援金チャリティーオークションとありますけれども、これは車2台を寄附された方が、その分のお金を義援金に回したと

ということが載っていますけれども、これを少し詳しく伝えていただければ。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） その点についてお答えしたいと思います。

それにつきましては、その義援金を寄せる車の会社の方が、1台の車をオークションにかけまして、そのオークションで落札した金額を義援金として町のほうに納付していただいたと、そういう経緯でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） わかりました。そこで私がお聞きしたいのは、物やサービスを義援金という形でお金にかえるということが、例えばこの町ではできるのかどうかということのをこれからお聞きしたいと思います。

例えば、いろいろな物資、現在でも届いているらしいんですけども、そういったものは配られる方は一部の方に配られているわけで、そういったものを義援金という形にお金にかえることはできるのかということをお聞きしたいと思います。例えばなんですけども、窓口というか商店街でもいいんですが、預かった物資を換金化というか売ってお金にするというような、例えば物だけではなくて、以前震災直後はサービスの分野なんかも、サービスというのは具体的にはボランティアの労働などもお金に換算して義援金として加えたほうがよかったのではないかと考えていました。その件に関して、どのような。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 当時から大分当町に物資を送っていただきました。大変ありがたいなというふうに思っております。そういった方々の誠意が詰まった物資を送り届けていただいているわけですので、それを現金にかえるということについての考え方というのは、これまで持ってございませんでした。したがって、現在もまだ物資がございますが、それはちゃんと丁寧に保管をしております。なお、その中から一部、先日のフィリピンの台風災害のほうに、南三陸町の物資としてご提供をさせていただいたと、そういう経緯もございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） そういった大規模というか多く集まった物資は、そういった形にもできるんでしょうけれども、私は震災直後、小口の物資等は町では受け付けられないという、そういうことを聞いたものですから、そういった小口のやつを一括して受け付けて、何らかの形で換金化して、義援金に回して被災した皆様にお金として配るという方法もよかったのではな

いかという思いで、今の質問をしました。

そこで、次の件なんですけれども、個人としての再建ということ、私はさっき再建の話でも言ったんですが、今回の1人当たりの仮設にかかった金額というか予算と、今回1人当たりの防災集団移転の予算は幾らぐらいかかるかという、そこがもしわかっていたら教えていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 仮設住宅のほうは、わたしのほうからお答えをしたいと思います。

それぞれタイプがございますけれども、坪当たり80万円からくらいの単価で建設をしているという状況でございます。（議員の声あり）

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それぞれ建物にタイプが三つございますので、1人当たりというより1戸当たりとしかお答えができないんですが、その中で平均すると坪単価に換算すると80万円ほどかかっている建物でございます。ですから、あとそれぞれお入りになっている部屋の坪数をかければ、1戸当たりの建設費が出るかと思えます。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 全て終わったわけではないんですが、いわゆる防災集団移転事業の造成の部分でございますが、当課で所掌しております沿岸部につきましては、大体工事費だけのお話をしますと、大体1件当たり2,800万円ほどかかっています。災害公営住宅につきましては、まだ設計段階、まだいっていないものもございまして、現在の想定している事業費では、1件当たり2,900万円から3,000万円の間というふうに認識してございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 仮設の坪数は大体幾らぐらい、平均でよろしいんですけれども教えていただければ。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 9坪前後、9坪がたしか平均的なものでございますので、1戸当たり600万円以上かかっているという計算になるかと思えます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） では、仮設のほうは600万円、防災集団のほうは6,700万円……とにかく7,000万円ぐらいのお金がかかるということで、私がここでなぜこのようなことを聞いたかと申しますと、最初の復旧・復興の前の再建というところで、実はこういうお金を使うあれが

あったら、もっと初期段階で個人にある程度の金額を見てあげれば、このような形にお金はかからなかったのではないかという思いで質問いたしました。

次の件なんですけれども、台湾の赤十字から当町で多額の、これ義援金なのか寄附金なのかそれとも支援金なのか、いただいたということで、そのいきさつを少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 台湾紅十字からいただいたのは、病院の建設資金、それから総合ケアセンターの建設資金ということで頂戴をさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） いただいた分、台湾からももらった分なんですけれども、実は本来、病院とかそういったやつを建てるのに、そういった台湾からのお金をあてにしなければできなかったのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これは、台湾赤十字さんの思いがございまして、当時震災の年の9月の頭になりますが、当時台湾赤十字さんで、日本には1人当たり、世界で1人当たりの義援金の額というのは台湾さんが1番です。総額の金額でいうとアメリカが一番なんです、ですからそれだけ台湾の皆さん方は、日本に対して大変なお見舞いの気持ちを、金額という、義援金という形の中であらわしていただきました。話戻しますが、当時47億円のお金がまだ台湾赤十字さんが分配をしないで残っていたということで、台湾の国内のほうで、早くこの資金の用途を決めろというふうなお話がございまして、台湾の赤十字の方々が、それでは被災地にさまざまな、そういったハード面含めて支援をしようということに決定をしました。その際、被災3県それから被災した自治体に対して、どういうそういった施設がこれから必要なかということで、プレゼンテーションをしてくれというお話がございまして、当町というたしましては、当時は病院だったんですが、病院の再建について支援をお願いしたいということでプレゼンテーションを私がやりました。47億円のうちの30億円という金額をうちで応募しましたが、多分無理ではないかというお話がありましたが、結果として22億数千万円のお金が南三陸町のそういった保健、医療、福祉の再建のために寄附をしたいということで決定をいたしましたので、我々としてはそれを気持ちよくお引き受けをいただいたという経緯でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

- 6番（今野雄紀君） では、そのいただいた分を、具体的にどのような形で使っていくのかというところをお聞きしたいと思います。
- 議長（星 喜美男君） 佐藤町長。
- 町長（佐藤 仁君） それから先戻りしますが、当時は病院の再建資金のめどは全く立っていませんでした。そういう関係で、当町としてそういう病院再建資金ということでプレゼンテーションをさせていただいたということです。病院の再建の部分については16億円余り、それから総合ケアセンターの分については6億円余りを、台湾の赤十字の皆さんの善意を振り分けたいというふうに思っております。
- 議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。
- 6番（今野雄紀君） 病院建設等は、今回の災害でほとんど100%というか、国とかそういった関連から補助が来るのではないかと思うんです。そこのところはどうなっていますか。
- 議長（星 喜美男君） 佐藤町長。
- 町長（佐藤 仁君） 全て病院再建に、全て国のお金を使えるというわけではございません。使えない部分もございますので、そういうところに充当したいというふうに考えてございます。なお、詳細は事務長から答弁させます。
- 議長（星 喜美男君） 病院事務長。
- 公立志津川病院事務長（横山孝明君） ただいま町長がお話しした内容なんですけれども、台湾のお金については、使途については、病院建設についてさっき言った16億円、それからケアセンターが6億2,000万円という内容で、今回全額で22億2,000万円、それを今計画しております。それで、使途については、台湾のほうは余り厳しくありません。今協議しながらやっているところなんですけれども、病院を建てるにしても、建てても什器備品をどうするんだとか、そういう問題があります。それで、あと県のほうの、国のほうの内容については、外構工事は見られませんよとかという制約、国の建設のほうについてはいろいろと制約が多いということで、県のほうでも最初から全額ありきではないですよという話なので、そういう寄附、県・国のほうで使えないものについて台湾のお金を使っていきたいということで、今日本赤十字社が窓口になっていますけれども、日本赤十字社のほうには話をしています。大体外構工事で今6億円くらい必要となります。まだ設計の段階なので、はっきりした金額ではないんですけれども、ではその6億円をどうするのかといった場合は、国・県ではその6億円は外構工事なので見られませんよという内容が出てきますので、そういう見られないところのお金を台湾のお金で使っていいかという話を今、日本赤十字社と協議中でございま

す。そういうところに使途して、その残った分については建設費という格好で使っていきたいなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） もともと台湾からは、台湾の人たちは義援金として日本によこしたわけで、今回こういった使われ方というのは、義援金のあれになるのかどうか、私はそこも疑問だったんです。実は、台湾の赤十字からきたから、それを病院にという、使わなければいけないという、そこがちょっとわからなかったのも、でも先ほどの町長の答弁で、そこは少しわかったんですけれども、ただ私が今回の義援金、寄附金の質問について、願いというか思いは、例えば病院自体は国、県その他の補助でできるというので、この20億円というか、それを丸ごとその病院のあれに使って、でき得るならば国とかその補助を出すところから、キャッシュバックではないんですけれども、その分被災したみんなに配れるような義援金として活用できないかという、そういう思いが強かったんです。当然、なぜこのように言うかという、せつかく寄附した台湾の方たちは、ネットでちょっと見ただけなんですけれども、台湾の赤十字の分配の関係で、義援金を返せみたいなこともネット報道であったものですから、そこはやっぱり町長のプレゼンで獲得したこういったお金ですけれども、集めて出してもらった皆さんの思いに応えるというのは、果たしてこの病院にこのような形に使って、思いは確実に届いたのかという、そういう疑問があったんですけれども、そこに関して。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 台湾赤十字の皆さん方が配分方法ということで、多分組織の中でご決定をした内容だというふうに思いますので、私どもは感謝をしながら、それを頂戴したいというふうに思いますし、多分台湾国内でどういうふうな議論になっているかということについてまでは、ちょっと私も把握をしてございませんが、いずれ台湾赤十字の配分の委員会の中で、そういう決定がなされたものというふうに認識をしております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） それで、先ほど事務長の答弁があったんですけれども、外堀等で6億円使うというんですけれども、そのほか使い切れなかった分はどうするのかという、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 一応は、台湾紅十字社からいただくお金をメインにして、残金を例えば国・県のほうで足りない分を埋めていくと。だから、建設資金としては、

今まだ概算としてはじき出してはいないんです、これからなんですけれども、大分資材費や人件費が上がっているということでございまして、前に計画でつくった20何億円が、今もつと高くなっているような状況でございます。そういう関係で、多分国・県の補助金を使えない部分でも、大分什器備品、外構費とかかかってまいりますので、建設に台湾紅十字社のほうの16億円の建設の中身というのは、そんなに建設に向かう、完全に振り分けるといのが余り多くない金額になります。ただ、それは県のほうは、最初にそっちを使ってという内容になっていますので、それを充てながら、足りない分を国・県のほうに補助金として申請していくという格好になります。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 大体わかりましたけれども、実は同じ台湾の援助で、支援で、岩手等の大槌町あたりでもらった分は、もうことしの9月あたりに公営住宅として完成したということなんかも載っていますので、性格上というか性質上、なるべく早く使い切るといのも変な言い方ですけども、そういった思いが必要なのではないかと私は思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それぞれの自治体で、何に使うかというのは別々でございますので、災害公営住宅、大槌でできたという話ですが、我々は当初からこれぐらいの日数はかかりますということで、台湾赤十字のほうには説明してございますので、了解をいただきながらこうやって進んでいるということでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） では、義援金についてはわかりましたので、次に寄附金の使い方ということで、これまで、先ほど町長答弁あったんですけども、もう一度具体的にどのような形で集まった寄附金を使ってきたのかというか、資料も若干いただいたんですけども、改めて。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどちょっとお話をさせていただきましたが、消防団それから交通指導隊の制服等々に利用させていただいておりますし、それからコアラ館でございます。オーストラリア、これは5,000万円ほど使ってございますが、これは指定です。これに使っていただきたいということで寄附をいただきましたので、そちらのほうに使わせていただくということです。あとは学校の器具、備品等々に使わせていただいていると。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） ただいまコアラ館というあれが出ましたので、それに関連してなんです

けれども、当町であれば今図書館っぽいイメージで使われていますけれども、将来的に本物の図書館を、構想というかつくる予定はしているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 中央地区のほうに、図書館含め教育関係はそちらのほうにつくりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 図書館のほうはわかりました。そこで、使い方なんですけれども、確かにこういったコアラ館、その他のあれで使うのはいいんですけれども、先ほど前議員来出ている、例えばこういった寄附金を引っ越しの何か補助というか、そういう形では使えるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 引っ越しの資金に、実は別途町として用意をするということになるとは思います。先ほど来お話ししましたように、この寄附金については6つの資金使途、いわゆる使用使途といいますか、それを定めてございますので、その中に引っ越し費用という部分については、残念ながら該当する場所はないだろうというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 私は、解釈によっては、1番目の全般的な復興というのに入るのはないかと思いますが、その見解、町長にもう一回伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどより繰り返しますが、あえてこのお金を引っ越し費用に使う必要は私はないと思っています。町として別な予算を使いながら、引っ越し費用に充当していきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） ところで、引っ越しなんですけれども、私が思うには、町長はどのような形で引っ越しの補助を考えているのか。私は、お金で補助をするのもいいんでしょうけれども、先ほどこの寄附金等を利用して、引っ越し用のトラックなりなんなりを買い取るとか、リースで調達し、そしてそれを必要な方たちに、たしか先ほどの答弁では、来年の8月あたりからそういった需要というか、必要性が出てくると聞いたものですから、その点もお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 引っ越し費用については、国の制度、多分ご承知だと思いますが、業者を使った実費相当額を補助するという事になってございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） では、そういった現物の補助みたいなことは考えておられないわけですね。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 町でトラックを買ってお貸しをするということなんですか。現時点としては今考えてはございませんが。必要な場合にはどういうふうな対応ができるのかというのは考えてみる必要があると思いますが、今そういった引っ越しをやっている方々たくさんいらっしゃいますけれども、ほとんどそういうふうな実費という形の中で皆さんやってございますので、町のほうにそういう要望は現時点としては全く来ていないということです。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） では、そういった現物等の要望はないということなので、その実費というのは、わかっているなら具体的に平均どれぐらいの金額なのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 個別移転の補助事業で、がけ地近接等危険住宅移転事業という、いわゆる個別に移転する際の補助事業がございまして。その中で適用している部分としてお答えさせていただきます。

これまで引っ越しを伴った補助金の交付につきましては、115件程度ございます。平均しますと20万円ぐらいであるという状況です。家族構成によって、金額の大きい、少ないは当然出てきますけれども、平均いたしますと20万円程度となっているようでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今課長の答弁で、危険地域からの引っ越しが大体20万円ぐらいということでしたが、私もう1件お聞きしたいのは、例えば仮設から公営住宅なりなんなりに引っ越しするときの実費というか、それはケースによっていろいろ違うでしょうけれども、現段階で来年の8月ごろから始まるということなので、そろそろ見積もっているのでしょうかから、大体平均して上限が幾らとか下限が幾らという、そういうのを見ているようでしたら、検討しているようでしたら、今の段階でよろしいですのでお聞かせいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 先ほど申し上げましたのは、個別に既に本設へ引っ越した方の平均でございますので、もともとが仮設であり、みなし仮設であり、いろいろなケースがございますが、それらをトータルすると20万円ぐらいが平均であるという状況でございます。それと、上限につきましては、国の制度の基準で78万円までと定められておりますが、78万円満額使った方は、現在のところはありません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 引っ越しの件についてはわかりました。それで、義援金、寄附金、大体わかりましたので、次にこの件に関して最後なんですけれども、口座の振り込み口座なんですけれども、私今回いろいろな自治体のあれを調べたところでわかったんですが、町長の名義というか名前が出ている振り込み口座と、そうでないところが半々というかあったんですけれども、町長の名前を出した口座というんですか、それはどういったいきさつではないんですけれども私こういったことも、何も町長を疑うわけではないんですけれども、間違っ、私がもし町長だったら、自分の口座に振り込まれるのではないかとか、そういう思いもしたものですから、ここは監査委員等がもしあれしていたらお聞かせいただければ、最後の質問とさせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 会計管理者兼出納室長。

○会計管理者兼出納室長（佐藤秀一君） 通帳の関係で、それでは私のほうからご説明申し上げます。

今7番の七十七銀行普通通帳と、それからJAの普通通帳で管理をしています。今の名前が「南三陸町長佐藤 仁」まで入っております。それは、口座番号で全部管理をしていますので、間違っ、入るといふうなことは決してないというふうに思っておりますので、心配はないと思います。以上です。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） そこはわかりましたけれども、では名前が口座を開くに当たって、入れる、入れない、入ってなくても開けたということだけお聞かせいただければよろしいと思います。

○議長（星 喜美男君） 出納室長。

○会計管理者兼出納室長（佐藤秀一君） 名前を入れるかどうかについては、こちらのほうの判断になりますので、金融機関との問い合わせというふうな形で処理をしておりますので、名前は基本的には入れております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） では、2件目、防災集団移転事業について伺いたいと思います。

質問として、災害公営住宅入居希望者及び高台移転希望者の推移、そして現在の状況。

2番、災害公営住宅の設計変更について。災害公営住宅をエレベーター付きのRC集合構造の高層住宅から、軒割りなどの平屋住宅に、計画途中であっても将来的に見直しできないか。それは、高齢者や低所得者の方たちが入居利用すると思われる災害公営住宅、これらが将来的に町管理の町営住宅になるということですので、家賃、ランニングコストを低く抑え、安心して暮らせるように、将来的に造成完成時、入居希望者、分譲希望者の推移により、低層階というか軒割り等の住宅に見直しする可能性はあるかということをお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目のご質問にお答えをさせていただきますが、ご質問の1点目です。災害公営住宅入居希望者及び高台移転希望者の推移、現在の状況についてでございますが、これまでも機会を捉えてご説明を申し上げてまいりましたが、改めて東日本大震災より被災された本町の世帯数等について申し述べさせていただきますと思います。

震災により全半壊等、住まいに被害を受けられた世帯は約3,300世帯に上っております。震災から2年9カ月が経過をいたしました。被災された多くの町民の皆様方におかれましては、災害公営住宅、防集団地あるいは個別再建など複数の選択肢の中から、さまざまご事情を含めてご家族の皆様とともに熟考を重ねられた上で、それぞれの再建方法をお決めになっておられるのではないかと、そういうふうに思っております。来年には、前から申しますように入谷地区及び名足地区に災害公営住宅が建設をされ、また藤浜、袖浜、平磯、荒砥、港地区の防集団地にも住宅を再建できるようになります。震災発生以来、これまで町には、個別に住宅を再建された方及びこれから個別再建を予定されている方からの補助申請が400件ほど提出されております。来年以降は個別に土地を確保しての住宅再建、防集団地への住宅再建、災害公営住宅への移転という動きが、より加速してくるものと思っております。

こうした見通しを踏まえ、今野議員のご質問にお答えをさせていただきますが、まずもって災害公営住宅の入居希望者の推移等についてであります。町では計画的に住まいの再建を進めるため、平成23年12月、被災世帯を対象とした意向調査を実施いたしました。それをもとに、震災から1年が経過した平成24年3月、整備目標戸数を最大1,000戸とする南三陸町災害公営住宅整備計画を策定いたしました。その後、同年7月、災害公営住宅への入居意向調

査を実施し、災害公営住宅への入居を考えておられる世帯が830世帯に上ることを踏まえて、その整備戸数を930戸と定めたところであります。そして、本年9月、町内8カ所に整備を予定しております災害公営住宅の位置、入居予定時期、戸数及び家賃の目安等をお示しし、災害公営住宅の仮申し込みの受け付けを行い、その結果720世帯からの入居の意向が示されましたところから、現時点における総整備戸数としては770戸と見定めているところであります。

次に、高台移転希望者の推移、現在の状況についてお答えをいたしますが、ご質問が高台移転ということではありますが、私からは、防災集団移転促進事業により、町が高台に整備する団地についてということでご答弁を申し上げたいと思います。

既に公表しておりますとおり、本町の防災集団移転促進事業計画は、町内20地区に合計28の団地を整備するというものであります。ご承知のとおり、本年1月までに全ての防集団地について国の同意を得ております。この事業計画策定時点における防集参加予定世帯数の数は、意向調査や団地ごとに実施した説明会等を踏まえ、約1,100世帯と設定しておりました。その後、現在までの間、当初の防集参加との意向から個別再建、あるいは災害公営住宅という方などが出てこられまして、先月末時点では、この防集事業に参加を申し込まれている世帯の数は約960世帯から970世帯の間であります。この防集参加予定者の数が今後どのように推移していくかについては、なかなか正確に見通すことは困難であります。志津川東、中央、西の3団地以外の団地については、既に団地造成工事の設計をまとめ、造成工事に着手及び着手する段階に進んでおりますことから、今後参加予定世帯数が大きく変動することはないものと考えております。また、志津川地区の3団地については、来年1月から2月にかけて入居意向に関する個別面談会を予定しております。現在は、この個別面談会の結果を待たなければならない状況だと思っております。

今野議員のご質問の2点目、災害公営住宅の設計変更についてですが、初めに災害公営住宅の整備に当たって、住宅の建て方形式につきまして現状をご説明いたします。

現在の整備計画は、平成23年12月の意向調査をもとに、集合住宅もしくは戸建て住宅等で整備する方針とし、南三陸町災害公営住宅整備計画を策定いたしました。その後、具体的な配置計画につきましては、昨年度の意向調査を踏まえて、それぞれの地区での土地利用計画を勘案しながら、3階建てあるいは4階建ての中層の集合住宅にすることとともに、また1階建てあるいは2階建ての戸建て住宅で整備をしていくこととしてきました。また、今年度夏の入居仮申し込みを踏まえまして、希望する住宅形式や住宅タイプに沿って整備を推し進めていくこととし、整備戸数を770戸とした上で、住宅の建て方別の戸数を集合住宅として670

戸、戸建て住宅として100戸にし、見直しを行ったところであります。集合住宅となる災害公営住宅につきましては、これまでの町民の皆様の戸建て住宅にお住まいだったことにも配慮し、できるだけ階数を低くする住棟計画としております。具体的には、志津川の3地区では4階建て、他の5地区では3階建てで計画するなど、全て中層住宅としております。また、障害者等や高齢者のいる世帯にも配慮し、上下階の移動が円滑に行えるよう、全住棟にエレベーターを設置する予定であります。

議員ご指摘の平屋などとした住宅の計画につきましては、今回の整備戸数の見直しで、低層となる戸建て住宅の希望78世帯に対しまして、これからのニーズも考慮し、戸建て住宅を100戸とし、将来的な入居ニーズにも柔軟に対応できるよう、整備戸数を設定したところであります。また、災害公営住宅の入居世帯として、世帯主年齢が70歳以上の世帯が40%と、多くの高齢世帯の入居が見込まれ、かつこれまでの戸建て低層から住まい方が変化することに抵抗を感じる世帯もおられますことから、障害者等や高齢者のみで構成される世帯を対象に、1階あるいは2階の低層部での入居にも配慮していく方針であります。なお、中層の集合住宅と低層の戸建て住宅を比較した場合、入居者にとっては低層になることでエレベーター等の維持管理費等に係る共益費を抑えられる一方で、戸建て住宅では専用の庭があるなど、住戸専用部分に加えて占有できる敷地があることから、集合住宅よりも家賃が高くなるとともに、庭などの専用部分にかかる維持管理も必要になります。必ずしも家賃やランニングコストを抑えられることにつながらないのが実情であります。このほか、住宅の低層化を進めた場合、集合住宅よりも敷地面積が広くなることから、新たな敷地の確保や造成費の追加が必要となるため、町として一定の財政負担が伴う災害公営住宅につきましては、住宅再建の支援施策として、小世帯を対象とした集合住宅、また世帯人員の多い世帯を対象とした戸建て住宅の整備に、それぞれのを絞りながら住宅再建を進めていく必要があります。

このような状況ではあります。今後整備を進めていく災害公営住宅につきましては、津波復興拠点整備事業や防災集団移転促進事業と一体での土地利用計画と造成工事を進めていくこととし、限られた敷地範囲の中で、災害公営住宅への入居希望者の意向に沿って、安心できる高台での生活再建やまちづくりを進めていきたいと考えております。

このため、障害者等や高齢者のみの世帯の低層階への入居に配慮をしていくとともに、着手時期が最終となる街区や住棟におきましては、今後の災害公営住宅への入居動向を踏まえながら、4階から3階に階数を変更していくことも視野に、柔軟に対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今町長からいろいろ答弁ありましたけれども、実は、きのうの日本建設新聞社というところのページをちょっと見ていましたら、意向調査、先ほど町長も答弁していましたが、これには7割を超える方たちが一戸建てを望んでいたということが書いてありました。そこで、でもできあがるのは約8割近くがR Cの集合住宅という現実という答弁がありましたけれども、私がここでお聞きしたいのは、もしかすると予想以上に言い方も失礼なんですけれども、たしか10戸の造成でも1戸空きが出たというこの確率の話を使うわけではないんですが、この先見通しはつかないまでも、ある程度予想はできるのではないかと思います。そこで、そういったやつの加速の要因の一つとして、このごろ農業を取り巻く環境が少し変わってきているようです。そこで、農地の転用がある程度集団移転のあれに減らしていくのではないかという思いもあるものですから、このT P Pとか減反政策の見直しなどによって、今後農地がこの2年で宅地化になる可能性というか、そこをどのように考えているか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 申しわけないですが、残念ながらその辺の想定、どういうふうになるかということは、私どもとしてちょっと把握してございません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） これは、多分さきほど同僚の議員にもあれしたんですけれども、田んぼはある程度そのままだろうけれども、それに伴って畑等は宅地になる可能性が、現在も入谷地区のほうでは結構多くあると聞きますけれども、そういったところでのこの推移というか、担当の参事なりなんなりどういった見通しなのかお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 震災後、議員おっしゃる農地の転用ですけれども、震災前と比べて5倍ぐらいの勢いで農業委員会のほうに申請件数が出てきております。ですので、田んぼと言わず畑と言わず被災の状況の中なものですから、本来は農地法で守らなければならないのが原則ではありますが、被災者の生活優先ということで、農業委員会の中ではそちらの申請になるべく応えるような方向で、ただ他の農地への影響をなるべく抑えてとか、農業の効果をなるべく落とさない工夫をしながらの許可ということでの努力をしているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） それで、今後この5倍が10倍になるような可能性というか、そういったものがあるかどうか、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） そこは、なかなか未知数と言わざるを得ないんですけども、少なくとも一定程度この計画に沿ったもので落ち着けば、そこでとまるんだろうと思います。このまとめた土地の農地転用という部分についても一定程度出ておりますが、これは個別の農業委員会への申請では行われておりませんので、具体的な数値はちょっと把握してございません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） では、その農地の関係に関してはわかりました。

次に、家賃に関してなんですけれども、先ほど町長答弁ありましたが、私はエレベーターにこだわるわけではないんですけども、エレベーター等がついていると共益費が高くなりそうな気がしていたんですけども、そこでさっきの答弁ですと、集合住宅より家賃が一戸建てのほうが高くなるという、そういう答弁があったんですけども、そのところはこういった形なのか、現在最低でどれぐらいの家賃なのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に、戸建てになりますと1戸当たり約50坪から60坪の土地が必要になってまいります。災害公営住宅の約1.7倍の土地が必要になってまいります。そういった用地の買収費、それから造成費、それが家賃にはね返ってくると、そういうふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 家賃の関係ですが、議員ご承知かと思いますが、公営住宅の家賃につきましては、まずもって収入という段階で家賃が決まってくる。あとは部屋の広さとか、そういったものによって家賃が決まってくる。あるいは、同じ世帯人員の中でも控除すべき人員がどれぐらいいるかによって家賃が変わってくるという、非常に複雑な部分でございます。当町で今回整備する家賃で、国の低減事業、家賃をこの震災によって低くしますという事業を含めて考えた場合、一番安いところだと、いわゆるSタイプという2Kタイプで月4,500円というのが、当町として現在想定している一番安い家賃でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 家賃ともう一つなんですけれども、共益費みたいな部分はどれぐらいか

かるのかは見ていますか。そこをお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 具体の金額については、これからお示しするような形になるかと思いますが、現段階で恐らく月々2,000円とか3,000円の世界になってくるのかなというふうに思います。そこに整備されますいわゆる共用施設を維持管理するための費用であると、そういうことで入居者皆さんで共用部分を負担していただくという趣旨のものでございますが、それは地区ごとあるいは団地ごとによって、金額が多少変動されるものであるという認識をいたしております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今、その共益費の分なんですけれども、地区ごと団地ごとという答弁がありました。この一般質問が終わった後に、住宅の維持管理でどこか別のところに委託するという案が出ていますけれども、そういった形になった場合、この団地ごととかそういった旨は適用になるのかどうか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 住宅の管理につきましては建設課のほうで所管することになります。いわゆる町の管理代行という意味合いでございますので、直接この維持管理について、そこが全てを担っていくという問題ではなくて、家賃の収入でありますとか、あとは修繕でありますとか、そういった部分を町に成りかわって代行していくというやり方を考えているようでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） それで、団地ごとという今課長の説明があったんですけれども、20世帯だったら全部埋まっている場合と、5年、10年してあきが出た場合、そういった場合どのような形の共益費の負担になるのか、そこも今のうちにお聞きしておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 現時点では何とも申し上げられませんが、うちのほうとしてはいずれニーズのある部分100%をまずは埋めるということを第一に捉えていまして、当然その後ニーズがどうしても高齢者が多いという部分も踏まえますと、確かに空き戸数という部分がどうしても生じてくると、そういった中で共益費という部分が一つの課題になってくるとい部分は確かに懸念をしております。ただ、これも建設課部分とちょっと重なる部分もあるんですが、町内の残されている今の公営住宅そのものが非常に老朽化している、耐用

年数が過ぎているということを考えますと、その改築という部分よりは、今回建てられま
す公営住宅の入居という部分で埋めるとか、そういった形で共益費をできる限り抑えていく
という政策方針も、今後検討していかなければならないというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） では、共益費の件もわかりましたので、課長に最後というか、込みで大
体家賃というか最低Sタイプの方で負担する金額、これを合わせれば7,500円とかなんですけ
れども、収入のある方たちの上限等もし試算できるのでしたらお聞かせいただきたいと思
います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 上限といいますか、先ほどお話しした4,500円、収入ゼロ
の方でのSタイプでの家賃ということになりますが、一番高い家賃になりますと、4DKタ
イプ、戸建てタイプでございますが、そこで収入が一番高い方になりますと9万円という家
賃になります。どのぐらいの収入になるかという部分については、個別に計算してみないと
何とも言えませんが、我々が政令月収等いろいろ控除を引いた中で算定している政令月収で
すと、25万9,001円以上の方が4DKタイプにお住まいですと9万200円という家賃が課せら
れるというふうな状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 家賃に関してはわかりました。

次なんですけれども、最後に将来的な見直しについて、先ほど大きく変動することはないと
いう町長の答弁がありましたけれども、意向調査では望んでいた戸建ての住宅なんですけれ
ども、ここからは提案というか理想論なんですけれども、少し述べさせていただきます。

私は、戸建てでも2軒分で1棟の軒割りというか、チリ地震での対応での応急住宅のよう
な形での、なおかつ現代風の住宅が望ましいと思っています。できれば、使い勝手その他考
慮した場合に、建築家の隈 研吾さんとか伊藤豊雄さんなどにデザインしていただいてもら
えばベストだと思うんですが、確かに土地がないという答弁にある程度は納得しますけれど
も、軒割りの利点というんですか、先ほど町長、庭があって管理が大変だと言いますけれど
も、私はその庭がこの高齢者その他にとっては、生活していく上である程度大切なものでは
ないかと思えます。そして、将来的な高齢者の孤立化をいかに防ぐかという、この対応をど
のように見ていくかという、これはたとえ3階にしる高層だと本当に難しいのではないかと
思います。その点、軒割りのあれだと管理がしやすいのではないかと、そういう思いがあり

ます。

あと、もう1点、ひとり暮らしでは愛玩といいますかペットが簡単に飼える環境になれるのではないかと思います。そこで、1棟を例えばぶち抜いて一家族に使ってもらう方法もあると思います。それはなぜかといいますと、私選挙の時に、いどこ、はどこ、嫁ごの実家ということで騒ぎましたけれども、実は今回嫁と姑の関係というか、見えない部分でいろいろ各家庭で大変な思いをしているようで、よく多く聞く話では、若者夫婦が余り合わなくて、他の自治体へやむなく引っ越していくという、そういう人口減少の原因にもなっているようなので、それが軒割りですと、世間から見ると案外仲よく見えているような状況になって生活できていくのではないかと、そういう利点もあると思います。

そこで、最後にもう1点、何よりも強調したいのは、分譲その他買い取りの造成地であきが出た場合に、その土地に軒割りのこの住宅が建てられるのではないかと思います。先ほど町長答弁あったように、50坪ぐらい大体必要で、1.7倍の土地が必要というんですけれども、造成する土地というはたしか100坪ぐらいなので、その軒割りを建てるにはちょうどいい感じではないかと思います。それを見計らって、幾らでも造成地が虫食いにならないようにすることも大切ではないかと思います。こういった思いから、もう1点分譲というスタイルをとっていけるというか、これはなぜかという、普通の戸建ての住宅は将来払い下げということもなっています。たしか耐用年数の、以前は4分の1だったんですけれども、公営住宅法かなにかで東日本大震災の特別区域法かなにかで6分の1に緩和されたということも聞いていましたので、その公営住宅を車で例えるとハイブリッドっぽい分譲公営住宅方式というんですか、私なりに述べさせてもらおうと、お金の余裕のある入居者は、たとえ高齢者でもその軒割りを買い取るという方法もあると思います。その買い取ったもう一方を別の人に貸して収入を得るというスタイルです。ただ、投機目的にならないように、必ずしもどちらか片方に大家さんっぽく住むということなども考慮しなければいけないと思うんですが、そうすれば管理運営も委託するほうも余りなく、いいのではないかと思います。そういった私の意見に対して、もし町長何か返す言葉がありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 一言申し上げます。災害直後に今野議員が今のようなご意見を申し上げれば、そういったとり得る可能性も多々あったらというふうに思います。しかしながら、復興計画は着々と進んでございまして、今、今野雄紀議員のお話を取り入れる余地というのは非常に狭くなっております。ご案内のとおり、戸建て住宅100戸と決めたのは、これまで何

回となく被災した町民の皆さん方のアンケートをとりまして、戸建てにお住まいになりたい方、これが78戸です。そういった78戸の余裕を見て100戸の戸建て住宅にしましょうということとやってきました。我々が勝手に戸数を決めているわけではなくて、町民皆さんが将来どのようなスタイルのところに住みたいかと、そういうお声をお聞きしながら決めてきた経緯がございます。例えば、これから戸建てをもっとふやせということになれば、先ほど言いましたように、1戸当たり1.7倍の土地が必要になってきます。今我々は、既に各団地とも国の同意をいただいております。したがって、そういうもっと造成を広くしなければならないことになると、またこれもやり直しであります。全く白紙に戻ってしまうという状況になりますので、今、今野議員のご提案ということにつきましては、先ほど言いましたように、震災直後だったらちゃんとお聞きをするケースもあったかもしれませんが、今ここまで進んできて、全ての団地の着工が来年の1月には全て終わるという状況まで来ている状況の中で、なかなかお話を聞きするというのは難しい時期なのかなと、率直な感想、言い返すわけではございませんが、そういうことでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 町長の答弁はわかりました。でも、先ほどの答弁からすると、可能性と
うか、幾分残しているようなニュアンスも私ひいき目にとらせていただきました。

そこで、私が言いたかったのは、何も新たに造成して、その一戸建ての1.7倍の部分を集合住宅から広くしろというのではなくて、将来的、これからこういった事態が起きるかわからないんですけども、要望が激減して、そうなった場合に現在この集合住宅を建てる予定地を造成風の区割りにするということの可能性を信じて、私は質問しているわけでありまして、ですから今後のここ2年の推移を見ながら、私も改めて質問させていただくかどうか検討させていただきますと思います。

そこで最後に、私は何も防集や公営住宅にあきがいっぱい出ることを望んでいるわけではありませんが、大切なのは、先ほど町長言ったように、被災した人たちが、この町の町民の方たちが本当に幸せな生活をするためには必要な思い、それはなぜこう一戸建てをしたかという、今まで仮設の平屋に住んでいたのが、急にではないけれども、立派な建物であっても高層階の建物、特に高齢の方が半数以上を占めるという状況のもとで、私は願わくば、若干遅い感もあったんですが、こういった質問をしました。常日ごろ、町長を先頭に復興事業に取り組み、日夜一日も早くと取り組んでいる職員の方たちに、仕事をしっかりこれからも推進していくことを望み、それでもなおかつ、いざ鎌倉というとき、もし設計変更が可能にな

るようならという思いを胸に、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 思いは受けとめさせていただきます。これまで、我々も集合住宅それから戸建ての住宅を建設するに当たって、さまざまな議論をやってきました。今の今野議員からお話しありましたように、例えばその菜園でご高齢の方々が庭いじりをしながらと、それもしっかり災害公営住宅の中心部分にはそういった部分をつくってまいります。それからペットの問題もありました。ペットも全てとは言いませんが、ペットを飼えるという団地もつくっていくということもございますし、集合住宅の中で老若男女、皆さんが一緒になって手を携えて生活をしていくと、そういうふうなことも含めて我々としては取り組んでまいりますので、ひとつご理解を賜れば大変ありがたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（星 喜美男君） 以上で今野雄紀君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上これにて延会することとし、13日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、13日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後 3時50分 延会